

(案)

平成 22 年度末に中期目標期間が終了する
独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に
関する勧告の方向性について

平成 22 年 11 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

「平成 22 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の取りまとめに当たって

平成 22 年 11 月 26 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素之

- 1 本日、当委員会は、平成 22 年度末に中期目標期間が終了する 42 の独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性を各主務大臣に対し指摘いたしました。
- 2 これらの取りまとめに向けた検討・審議に当たっては、各主務省から見直しの検討状況やその考え方について詳しくヒアリングを行うとともに、委員自らが現地に赴き実情の把握に努めながら、精力的に議論を行ってまいりました。本年 6 月以降、独立行政法人評価分科会、ワーキング・グループ等の開催回数は、延べ 50 回以上に及びます。
- 3 昨年 12 月に独立行政法人について抜本的な見直しを行うとの政府の方針が示される中、当委員会としても対象の 42 法人の主要な事務・事業を徹底的に見直す方針で取り組みました。
- 4 その結果、今回の「勧告の方向性」では、法人の在り方の見直し、事務・事業の廃止や重点化、具体的な目標の設定や成果の検証等による改善、不要資産の国庫返納等の指摘をしております。また、各法人に共通する事項として、給与水準の適正化、契約の適正化、内部統制の充実・強化等の指摘も行っております。
当委員会としては、これらの指摘が最大限に尊重され、適切な見直しが行われることによって、各法人の一層の効率的・自律的な運営に大きく寄与するものと確信しております。
今後、各主務大臣におかれては、本年の予算編成過程において、今般の「勧告の方向性」の指摘の趣旨を最大限いかして見直しを進めていただくとともに、独立行政法人による国民に対しての一層効率的で質の高い行政サービスの確保のため、御尽力されることを期待します。
なお、行政刷新会議では、当委員会の議論と並行して、すべての独立行政法人

の事務・事業を検証し、見直しの「基本方針」を策定する作業を行っています。当委員会としては、行政刷新会議において当委員会の議論を活用できるよう最大の協力を行ってきたところです。今後、当委員会の勧告の方向性と行政刷新会議の抜本見直しとがあいまって、独立行政法人による効率的で質の高い行政サービスが確保され、独立行政法人に対する国民の信頼が高まることを期待しています。

5 もとより、独立行政法人の適正かつ効果的な運営には、主務大臣並びに主務省の評価委員会及び担当部局の努力とともに、独立行政法人自らの努力が不可欠です。すなわち、積極的なマネジメント改革に取り組むとともに、現場の職員一人一人が自発的に意識改革を行い、業務の改善を積み上げることにより、トップダウンの改革とボトムアップの改善とがあいまって、法人のパフォーマンスが更に向上されることを期待しております。当委員会としても、独立行政法人の適正な運営と経営の質の向上の一助となるべく、今後とも積極的な活動を行ってまいり所存でありますので、引き続き御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

目 次

平成 22 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について

総務省	1
独立行政法人情報通信研究機構	3
財務省	9
独立行政法人酒類総合研究所	11
文部科学省	15
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	17
独立行政法人大学入試センター	21
独立行政法人国立青少年教育振興機構	25
独立行政法人国立女性教育会館	29
独立行政法人国立科学博物館	33
独立行政法人物質・材料研究機構	37
独立行政法人防災科学技術研究所	41
独立行政法人放射線医学総合研究所	45
独立行政法人国立美術館	49
独立行政法人国立文化財機構	53
独立行政法人教員研修センター	57
厚生労働省	61
独立行政法人国立健康・栄養研究所	63
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	67
農林水産省	71
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	73
独立行政法人種苗管理センター	77
独立行政法人家畜改良センター	81
独立行政法人水産大学校	87
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、 独立行政法人農業生物資源研究所、 独立行政法人農業環境技術研究所及び 独立行政法人国際農林水産業研究センター	91
独立行政法人森林総合研究所	101
独立行政法人水産総合研究センター	107
経済産業省	113
独立行政法人経済産業研究所	115
独立行政法人工業所有権情報・研修館	119
独立行政法人製品評価技術基盤機構	125
独立行政法人日本貿易振興機構	133

国土交通省 ·····	139
独立行政法人土木研究所·····	141
独立行政法人建築研究所·····	145
独立行政法人交通安全環境研究所·····	149
独立行政法人海上技術安全研究所·····	153
独立行政法人港湾空港技術研究所·····	157
独立行政法人電子航法研究所·····	161
独立行政法人航海訓練所·····	165
独立行政法人海技教育機構·····	169
独立行政法人航空大学校·····	173
自動車検査独立行政法人·····	177
独立行政法人海上災害防止センター·····	181
環境省 ·····	185
独立行政法人国立環境研究所·····	187
防衛省 ·····	193
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構·····	195

省 務 總

政 委 第 30 号
平成 22 年 11 月 26 日

総 務 大 臣
片 山 善 博 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人情報通信研究機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人情報通信研究機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人情報通信研究機構（以下「情報通信研究機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 情報通信技術の研究開発業務の抜本の見直し

(1) 研究成果の発現と国際競争力の強化

情報通信技術の研究開発については、研究開発が進展したそれぞれの段階において成果を還元するなど、研究成果を早期に発現し、産業界における実用化を従来以上に支援するものとする。また、技術の国際的な標準化を意識した研究開発を推進するなど、技術力強化による我が国の国際競争力の強化に向けた取組を推進するものとする。

(2) 研究開発の重複排除と連携の強化

研究開発課題の設定に当たっては、他の独立行政法人における類似研究開発との無駄な重複を排除する観点から、総合科学技術会議が実施している同趣旨の取組に準じ、内部審査体制の充実を強化するものとする。また、内部審査に当たっては、研究開発の相乗効果を上げる観点から、他の研究機関との連携・協力についても積極的に検討を行うものとする。

(3) 研究開発経費の見直し

情報通信研究機構の3つの研究領域のうち、「新世代ネットワーク技術領域」については、行政刷新会議の事業仕分け（第2弾）の評価結果に基づく「事業規模の縮小」を実現するため、平成23年度概算要求額の算定において、委託研究課題の精

査を行ったとしており、その結果、対前年度予算比約24パーセントの縮減が図られている。残る「ユニバーサル・コミュニケーション技術領域」及び「安心・安全のための情報通信技術領域」に係る研究開発課題の外部委託経費についても、同様の見直しを行い、全体として5分の1を超える予算縮減を図るとともに、委託研究課題の評価・見直しを随時行うなど効率的な研究開発を推進していくものとする。

2 民間基盤技術研究促進業務の廃止に伴う繰越欠損金の解消に向けた取組

民間基盤技術研究促進業務については、行政刷新会議の事業仕分け（第2弾）において「事業の廃止」との評価を受け、新規採択は行わないとしているが、当該業務に係る繰越欠損金の解消に向け、委託対象事業の事業化計画等に関する進捗状況や売上状況等の把握、当該把握データ等に基づく分析を通じた事業運営の改善に資する助言等を積極的に実施し、売上（収益）納付に係る業務の着実な実施に努めるものとする。

3 先進技術型研究開発助成金の廃止

ベンチャー支援を目的とする通信・放送新規事業助成金及び情報通信ベンチャーに対する出資は、行政刷新会議の事業仕分け（第1弾・第2弾）においてその効果等に疑問が呈され、廃止と評価された。同じくベンチャー支援を目的とした先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）は、独立行政法人の業務運営について一層の効率化や予算縮減が求められていることから、廃止の方向で検討するものとする。

4 高度通信・放送研究開発に対する競争的資金配分業務の国への移管

高度通信・放送研究開発に対する競争的資金配分業務については、前述の「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」を廃止すると、資金配分が少額となることから、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討するものとする。

5 海外研究者の招へいによる研究開発支援業務と国際研究協力ジャパントラスト事業の一体的運用による効率化

海外研究者の招へいによる研究開発支援業務と国際研究協力ジャパントラスト事業は、ともに、情報通信分野の研究開発を促進することを目的に、海外の研究者を招へいするものである。両事業については、法的根拠や財源が異なることから、別々の事業として実施されているが、招へい研究者について外部有識者を含めた審査委員会の審議を経て決定する点、滞在費・旅費を支給する点など共通する手続があることから、運用面での一体的実施を図るものとする。

また、現行中期目標では、招へい人数を指標として評価を実施しているが、次期中期目標においては、招へいによる研究交流又は共同研究の進展の具体的内容などを定量的な指標として定めるものとする。

6 情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流事業の在り方の検討

ベンチャー支援を目的とする通信・放送新規事業助成金及び情報通信ベンチャーに対する出資は、行政刷新会議の事業仕分け（第1弾・第2弾）においてその効果等に疑問が呈され、廃止と評価された。同じく情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流事業については、ウェブサイトのアクセス件数、ニュース配信登録、イベント参加者数やアンケート結果などの成果が示されているところであるが、本事業実施の結果、ベンチャーの創業や事業拡大にどの程度の貢献があったかといった成果を明らかにする客観的かつ定量的な指標により成果を把握しつつ行い、この成果を踏まえて廃止を含めて事業の在り方を検討するものとする。

7 情報通信ベンチャーへの出資業務の廃止に伴う繰越欠損金の解消に向けた取組

情報通信ベンチャーへの出資業務については、新規出資の廃止が決定されているところであるが、当該業務に係る繰越欠損金の解消に向け、出資先企業等の経営成績の把握、当該把握データ等に基づく経営分析を通じた事業運営の改善に資する助言等を積極的に実施し、配当金又は分配金の着実な受取に努めるものとする。

8 地域通信・放送開発事業者に対する支援業務の適正化

地域通信・放送開発事業者に対する利子補給業務については、現在、0.5パーセント

を上限とした利子補給を行っているが、事業者の規模や財務状況等を踏まえ、支援の要否や支援を要する場合の適用利率の適正化を図るものとする。

9 字幕・手話・解説番組制作の促進事業の助成率の適正化

字幕・手話・解説番組制作の促進事業については、字幕放送・解説放送等の普及は放送事業者が主体的に取り組むべき課題であると考えられることから、普及状況を踏まえて、番組制作の助成対象は必要最小限とするものとする。また、放送事業者の規模や財務状況等を踏まえ必要最小限の助成率とするなど、助成率の適正化を図るものとする。

10 債務保証業務

債務保証業務については、債務保証金額の実績（平成21年度末現在約4.3億円）を踏まえるとともに今後のニーズを十分に把握し、保有する基金（21年度末現在約56.2億円）の規模や運用の適正化を図るものとする。その際、必要に応じ、民間出資金等の返納等の措置を講ずるものとする。

第2 海外拠点の運営の効率化等

アジア研究連携センター、ワシントン事務所及びパリ事務所については、これらの必要性の更なる検討はもとより、既に他法人と事務所を共用しているワシントン事務所を含め、事務所スペースの縮減、他法人等の事務所との共用化を検討するなど、経費の削減を図るものとする。

第3 自己収入の拡大

特許収入に比し、権利維持費用が非常に高い状況が見られることから、特許収入に繋がる可能性の判断を厳格にする等により、特許保有コストの削減を図るとともに、技術移転活動の活性化により、更なる実施許諾収入の増加を図るものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、上記第2に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理

性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

財 務 省

政 委 第 30 号
平成 22 年 11 月 26 日

財 務 大 臣
野 田 佳 彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人酒類総合研究所）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人酒類総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

酒類総合研究所では、分析・鑑定業務、研究・調査業務、品質評価業務及び講習業務を主な業務として実施している。

酒類総合研究所については、行政刷新会議の事業仕分け（第1弾）において、「役割を整理した上で、民間実施が可能な事業は共同化や業務委託を推進する」と指摘されたことを踏まえるとともに、一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、以下の措置を講ずるものとする。あわせて、これらの見直しを行った上で、独立行政法人の形態で行うことが真に効率的か否か、国の判断・責任の下で実施することを含め酒類総合研究所の在り方について検討するものとする。

1 分析・鑑定業務の見直し

分析・鑑定業務については、国税庁からの依頼に基づき、税務行政に直結する分析・鑑定を実施しているほか、民間からの依頼に基づく分析や計器校正等についても実施している。

しかしながら、分析や計器校正については民間でも実施しており、独立行政法人として真に担うべきものに特化するとの観点から、より国税庁の税務行政に直結する業務に重点化して実施するものとする。

2 研究・調査業務の見直し

研究・調査業務については、現中期目標期間において、「酒類の安全性の確保」、

「技術基盤の強化」及び「環境保全」の3分野に重点化して実施することとされている。

一方、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において、「より基礎的・基盤的研究に重点化する」との指摘を受けて、「酒類業及び消費動向に関する調査」を含む3課題を廃止していることも踏まえると、行政ニーズに更に直結した分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発に特化するものとする。また、運営費交付金の抑制を図る観点から、民間資金を導入することが適当な研究課題については、引き続き、民間機関・大学等との共同研究による実施を推進するものとする。

3 品質評価業務及び講習業務の見直し

品質評価業務については、清酒、本格焼酎及び果実酒・リキュールの3つの鑑評会を実施している。また、講習業務については、酒類製造業者等を対象とした講習及び酒類流通業者を対象とした講習を実施している。

しかしながら、鑑評会及び講習については、独立行政法人として真に担うべきものと言いきることから、既に業界団体との共催化を推進している。民間で実施可能なものは民間で実施することをより徹底するとの観点から、共催化されているものについては、民間による単独実施に向けて協議を行い、協議が整ったものから速やかに移行するとともに、共催化されていないものについては、民間による単独実施への移行を前提に、共催化するものとする。なお、次期中期目標期間中に民間との共催化が困難なものについては、廃止するものとする。

第2 組織面の見直し

主に講習業務を取り扱っている東京事務所に関しては、上記第1の事務及び事業の見直しを踏まえ、その在り方を検討するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、

その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

文 部 科 学 省

政 委 第 30 号
平成 22 年 11 月 26 日

文 部 科 学 大 臣
高 木 義 明 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人教員研修センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御

協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 研究課題の精選

特別支援教育に関する研究については、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、先導的な指導方法の開発に係る研究など国の政策的課題や教育現場の課題に対応した実際的な研究に一層精選、重点化するものとする。

2 研修事業の見直し

1年間の研修期間で行われている特別支援教育研究研修員制度については、参加者が少ないことや参加都道府県に偏りがみられることから、研修効果を全国に効果的に還元する観点から、その在り方を含め見直すものとする。

3 教育相談データベースの充実

教育相談データベースについては、全国の特別支援教育センター等の参加や入力情報量が十分でないことにかんがみ、これらの機関との連携を推進するとともに、教育相談に関する情報や教育相談機関からのニーズ等を収集すること等により、その充実を図るものとし、その利活用状況を毎年度評価し、運用を見直すものとする。

第2 保有資産の見直し

研究連絡スペースとして東京都内に設置しているリエゾンオフィスについては、既存の施設は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で他法人施設へ集約するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、上記第2に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知又は送付する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人大学入試センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 調査研究の特化

大学入試センター研究者が行う調査研究については、大学入試との関係が不明確な研究が一部にあることにかんがみ、大学入試センター試験の実施を基幹事業とした法人としてふさわしいものとする観点から、大学入試センター試験の実施や大学入学者選抜方法の改善に係る調査研究に集中・特化するものとする。

2 大学情報提供事業の見直し

インターネットによる大学進学情報提供を行うハートシステムや主として高等学校における進路指導のため発行しているガイドブックについては、大学や民間において同種類以上の進学情報の提供が行われている状況等にかんがみ、大学入試センターが行う事業としては廃止するものとする。

3 業務運営の効率化

法科大学院適性試験の終了やハートシステム、ガイドブックによる進学情報の提供事業の廃止に伴い業務が縮小することから、業務運営の効率化の観点から要員の合理化を図るものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その

保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知又は送付する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人国立青少年教育振興機構の主要な事務及び事業の改廃 に関する勧告の方向性

独立行政法人国立青少年教育振興機構の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

- 1 青少年交流の家及び青少年自然の家（以下「地方27施設」という。）の自治体・民間への移管等の着実な推進

地方27施設の移管等に当たっては、具体的な数値目標や時期及び方法を定めた行程表の作成に取り組むとともに、移管が整わなかった場合の対応を明らかにするなど、厳格な進行管理を行い着実に推進するものとする。

- 2 企画事業の厳選・特化

地方27施設が自治体・民間へ移管等されるまでの間にあっても、企画事業として実施している先導的・モデル的な体験活動事業等については、公立施設等では十分に普及していない実態にかんがみ、国の政策課題に対応し、公立施設等において活用される事業に厳選・特化するものとする。

- 3 自己収入の確保

地方27施設が自治体・民間へ移管等されるまでの間にあっても、施設の維持管理等のために多額の費用を要することにかんがみ、自己収入の確保及び受益者負担の観点から、宿泊料金等の各種施設の利用料金、活動プログラムに係る費用等の設定を見直すものとする。

- 4 公益法人との関係の適切性の確保

特定の公益法人が行う宿泊事業への国立オリンピック記念青少年総合センターの宿

泊施設の貸与については廃止するものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の

確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知又は送付する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人国立女性教育会館の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国立女性教育会館（以下「女性教育会館」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 研修事業の効果的運営

研修事業については、対象となる地方公共団体、女性関連施設、女性団体等の女性教育に係る基幹的指導者等以外の参加や参加者の地域的偏りがあることにかんがみ、研修効果を全国に効果的に還元する観点から、研修の対象者や課題等を厳選するとともに、研修効果の普及状況を的確に把握し研修事業に反映させるものとする。

2 管理運営の適正化

研修施設に併設している運動場、テニスコート等の施設については、利用内容や利用者の範囲等その利用実態を的確に把握するとともに、研修に真に必要な施設への限定及び維持管理費の縮減の観点から、その在り方を見直し、供用廃止等必要な措置を講ずるものとする。

第2 保有資産の見直し

埼玉県から借り受けている敷地については、運動場、テニスコート等の供用廃止等の状況を踏まえ、女性教育会館の業務を遂行するため必要最小限のものとし、不要な敷地は返却することにより土地借料を削減するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の措置を講ずるものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、上記第2に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理

性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知又は送付する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人国立科学博物館の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

経常研究の実施については、大学の学術研究との違いが必ずしも明確でないことから、研究テーマの選定、進捗状況の把握や研究成果の評価の各段階において科学博物館のミッションを的確に踏まえたものとなるよう外部研究者を交えた評価を行うなど、組織的ガバナンスを強化するものとする。

第2 保有資産の見直し

新宿分館の研究業務等の筑波地区への移転に伴う新宿分館地区の土地処分及び産業技術史資料情報センターの筑波地区への移転に伴う同センター設置場所に係る賃貸借契約の解消を早期に行うものとする。また、霞ヶ浦地区の土地処分についても早期に行うものとする。

第3 民間競争入札の推進

施設の管理・運営業務については、運営の効率化を図る観点から、各施設の特性及び既に上野本館で実施している民間競争入札の検証結果等を踏まえて、民間競争入札の導入を上野本館以外の施設にも拡大し、一層推進するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、上記第2に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知又は送付する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人物質・材料研究機構の主要な事務及び事業の改廃 に関する勧告の方向性

独立行政法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業並びに組織面の見直し

1 目黒地区事務所の廃止

目黒地区事務所については、同所で実施しているクリーブ試験等の業務のつくば地区への集約化に伴い、廃止するものとする。事務所跡地については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）による改正後の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に則して国庫納付するとともに、同所の庶務等の業務も必要なくなることから、事務職員の合理化を図るものとする。

2 東京会議室の見直し

東京会議室については、既存の会議室を廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で他法人施設へ集約するものとする。これに伴い、会議室に配置されている要員を合理化するものとする。

3 研究部門の事務職員の見直し

機構の各研究領域に配置されている事務職員（常勤及び非常勤）の状況を見ると、常勤・非常勤の業務区分が明らかでなく、また、合理的な人員配置となっているか判断としない状況がある。

このため、研究領域及びプロジェクトの重点化に伴う組織体制の見直しに当たっては、非常勤化を含め、事務職員の配置を見直すとともに、要員の合理化を図るものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人防災科学技術研究所の主要な事務及び事業の改廃 に関する勧告の方向性

独立行政法人防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 研究開発業務の見直し

防災科学技術に関する研究について、一層の効率的、効果的な推進、成果の普及を図るとともに、災害に関する研究を実施する他の機関、大学等との役割分担の明確化、研究内容の重複排除を図る観点から、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 研究課題・テーマの選定、研究成果の効果測定

研究領域の見直しに合わせ、研究の充実、成果の更なる充実を期するとともに、これまで以上に防災・減災対策への反映、実用化を念頭に、研究課題・テーマの選定及び研究成果の効果測定を行う。

(2) 他の機関との連携

研究課題・テーマの選定、実施スケジュールの決定に当たっての事前調整、共同研究を含め、災害に関する研究を実施する他の機関、大学等との連携を一層強化する。なお、共同研究については、研究所の貢献度を明確にし、厳格に評価する。

(3) 萌芽的基礎研究の見直し

萌芽的な基礎研究については、社会のニーズを反映するとの所期の目的を達成するため、その採択に当たって外部有識者をメンバーに加える。

(4) 知的財産戦略の策定

研究成果を防災・減災対策に反映させるため、知的財産の活用戦略・方針を策定する。

2 施設及び設備の利用拡大

実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）、大型耐震実験施設、大型降雨実験施設及び雪氷防災実験施設について、外部利用の更なる拡大など施設の有効活用を進め、自己収入の拡大と我が国全体の防災研究能力の向上に資するものとする。

第2 組織面の見直し

1 支所の廃止等

地震防災フロンティア研究センターについては、必要な研究成果をつくば本所に移管することにより、廃止するものとする。また、同センターの廃止に伴い、事務職員について、所要の合理化を行うものとする。

2 事務職員の配置の見直し等

研究領域の見直しに伴う組織体制の見直しに際しては、効率的、効果的な業務運営を図る観点から、研究各部・センターの事務職員の配置を見直し、データ入力などの業務について非常勤化するなどにより、要員の合理化に取り組むものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかとの厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、

適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人放射線医学総合研究所の主要な事務及び事業の改廃 に関する勧告の方向性

独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 重粒子線がん治療研究の推進

研究所は、国内外への技術展開を図ることにより、必要とするすべての患者が重粒子がん治療を受けられることを目指しており、平成6年度に臨床試験を開始し、15年度の高度先進医療（現在の先進医療）の承認を経て、現在まで5,000例を超える治療実績を蓄積している。

また、重粒子線がん治療施設については、平成22年3月に研究所の技術開発をベースとして従来の3分の1に小型化された施設が群馬大学に設置されたほか、佐賀県において、国内4か所目となる施設の建設が進められている状況にある。

これら実績を踏まえつつ、今後、重粒子線がん治療の国内外への早期普及を図るためには、明確なビジョンと戦略の下、関係機関と連携、協力して取り組んでいくことが求められる。

このため、重粒子線がん治療を標準医療として広く国内外に普及するための短期的、中長期的な課題や民間企業を含む関係機関との相互協力のあり方等の全体像を明らかにした上で、これを踏まえた研究所としての具体的かつ戦略的なロードマップを策定するものとする。

2 特許権の有効活用等

研究所の特許に関する出願、維持等の経費は、実施料収入を大幅に上回る状況にある。これは国内特許の出願に当たり、実用化の見込みが高い研究領域・分野の技術に

重点化しつつも、原則として出願の是非の審査は行わないとの方針で臨んでいることも一因とみられる。また、国外での特許出願は経費がかかることもあり、国内での特許取得が中心となっている。

このため、国内特許出願時の市場性、実用可能性等の審査及び保有特許の国内外での実施許諾等の促進に取り組むとともに、重粒子線がん治療研究等の成果の国際展開を見据え、国外特許取得の推進について検討するものとする。

第2 組織面の見直し

1 事務職員の合理化

那珂湊支所の平成22年度末の廃止に伴い、同所の庶務等業務が合理化されることから、事務職員（平成22年4月1日現在、常勤職員3人、非常勤職員1人）の合理化を図るものとする。

また、研究部門の事務職員について、各センターの業務の特性、業務量、常勤職員と非常勤職員の業務分担等を踏まえ、更なる合理化を図るものとする。

2 研究施設等整備利用長期計画の見直し

研究所は中期目標に基づく研究施設等整備利用長期計画（平成19年5月）を策定し、これを着実に実施することとしているが、この計画には、PR館、アトリウム、市民一般講演会場を含む研究交流館など、必要不可欠とはみられない施設の建設が含まれている。

このため、厳しい財政状況の下、経費の縮減等を図る観点から、不要不急な施設の建設は行わないよう計画全体を見直すものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目

標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価

の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人国立美術館の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告 の方向性

独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 キュレーター研修の見直し

キュレーター研修については、教育普及事業として公私立美術館の学芸担当職員を対象に、参加者の研修テーマに応じて専門性の高い知識や技術を修得できる実地研修を実施しているが、参加実績が低調であることにかんがみ、ナショナルセンターとして国立美術館が有する専門知識や技術を全国に普及していくための研修となるよう、その在り方を見直すものとする。

2 地方巡回展の見直し

国立美術館の所蔵作品を活用した地方巡回展については、ナショナルセンターとしての機能を発揮し、地方における鑑賞機会の充実を図る観点から公私立美術館のニーズなどを十分に踏まえ、実施するものとする。

第2 民間競争入札の推進

施設の管理・運営業務（展示事業の企画等を除く。）については、運営の効率化を図る観点から、既に東京国立近代美術館（本館及び工芸館）で実施している民間競争入札の検証結果等を踏まえ、民間競争入札の対象範囲の拡大や他施設への拡大について一層推進するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲

での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知又は送付する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人国立文化財機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人国立文化財機構の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 業務運営の見直し

一般管理業務については、運営の効率化を図る観点から、公用車の運転業務など外部委託できる業務の精査を引き続き行い、担当職員の退職時期も勘案しつつ、計画的にアウトソーシングを進めるものとする。

第2 民間競争入札の推進

施設管理・運営業務と展示場監視等業務については、運営の効率化を図る観点から、既に東京国立博物館等で実施している民間競争入札の検証結果等を踏まえ、これら業務の包括化や、他施設への民間競争入札の導入について一層推進するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知又は送付する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行

政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 学校管理研修の在り方の見直し

学校管理研修については、独立行政法人として実施する必要性や研修効果が定かでないものなどが実施されていることから、国の教育政策上真に必要な研修に厳選、特化し、都道府県ごとの参加者に著しい差のある研修については、国が行う研修としての妥当性を検証し、規模、方法の適正化を図り、廃止を含めた研修の在り方を見直すものとする。

2 喫緊の重要課題研修の在り方の見直し

喫緊の重要課題研修については、地方公共団体で実施可能なものや研修効果が定かでないものなどが実施されていることから、研修内容を不断に見直し、都道府県ごとの参加者に著しい差のある研修については、国が行う研修としての妥当性を検証し、規模、方法の適正化を図り、廃止を含めた研修の在り方を見直すものとする。

第2 保有資産の見直し

研修内容や方法に係る企画立案を行うに際し文部科学省の複数の担当課と密接に連携をとるため設置している東京事務所は、既存の施設は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で他法人施設へ集約するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、上記第2に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理

性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知又は送付する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

厚 生 勞 働 省

厚 生 労 働 大 臣
細 川 律 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人国立健康・栄養研究所及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人国立健康・栄養研究所の主要な事務及び事業の改廃 に関する勧告の方向性

独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 特別用途食品の表示許可試験及び収去試験に係る役割分担の見直し

研究所は、健康増進法（平成14年法律第103号）の規定に基づく特別用途食品の表示許可試験及び収去試験の各業務を実施している。これらの試験に当たっては、成分分析を行う必要があるが、検査方法の標準化、公定法の確立や検査精度の維持・管理等が課題となっている。

このため、検査方法が標準化されたものその他研究所が行わずとも民間の登録試験機関において対応可能な試験（収去試験を含む。）については、積極的に登録試験機関の活用を図るものとし、研究所は、これら検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むものとする。

2 特別用途食品の表示許可試験手数料

研究所が行う健康増進法に基づく特別用途食品の表示許可試験の手数料については、分析試験の内容に関わらず一律17万2千円となっていることから、登録試験機関の実態も調査し、分析試験の内容に応じた額とすることを含め検討した上で、手数料を見直すものとする。

3 栄養情報担当者（NR）認定制度の廃止

栄養情報担当者（NR：Nutritional Representative）認定制度については、第1期中期目標期間終了時の見直しにおいて、研究所が本制度を行う必要性及びその具

体的な目標を明確にするとともに、制度導入による社会的効果を把握した上で、その在り方を検討し、結論を得るよう指摘し、最終的に第三者機関への業務移管との結論に達したところである。

これを踏まえ、研究所の業務としては早期に廃止するものとし、また、業務の廃止に伴う要員の合理化を図るものとする。

第2 組織面の見直し

本研究所については、独立行政法人医薬基盤研究所及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合が検討されているところであるが、これら三法人の統合に関しては、研究面における具体的な効果が明らかではなく、また、各法人の研究領域の重なり・関連性が希薄なものも見受けられる。さらに、各法人の既存の事務所等が分散していることから、間接部門の合理化効果も限定的である。

このため、三法人の統合については、単に数合わせの議論に終始することなく、具体的な研究成果の発揮、効率的・効果的な業務運営の確保、ひいては国民への成果の還元という観点から、具体的なメリット及びデメリットを慎重に検討した上で、結論を得るものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の主要な事務及び事業の改廃 に関する勧告の方向性

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 研究課題・テーマ選定、業績評価の見直し

(1) 研究課題・テーマの選定

研究所は、労働災害の防止、メンタルヘルス・過重労働等の課題等に対応するため、労働安全衛生分野における調査研究を実施し、その成果として、労働安全衛生関係法令や各種技術基準等に資する知見、事業場で活用可能な指針等を提供する役割を果たしている。

労働災害の防止、メンタルヘルス・過重労働等の課題等に的確に対応するためには、現場で働く労働者の側に立って、労働現場での実態に即して課題・テーマを吟味していくことが重要である。

このため、学会への参加や業界団体からのヒアリングにとどまらず、実際の労働現場に研究者自らがより積極的に足を運び、現場の抱える課題や問題点、職場環境を見聞し、労災の臨床例なども参考にして、研究課題・テーマの選定に的確に反映するものとする。

(2) 研究成果の評価

上記(1)の取組を踏まえ、研究成果については、査読付論文の発表数や学会における発表件数にとどまらず、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映度合い、労働災害の減少度合いなど具体的な数値で目標を示し、その達成度を厳格に評価するものとする。

2 プロジェクト研究への重点化

調査研究について、その成果の労働安全衛生関係法令や各種基準への反映により、労働災害の防止等に役立つよう、基盤的研究は必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層の重点化を図るものとする。

また、プロジェクト研究について、他の法人、大学等との共同研究が過半を占めていることから、その評価に当たっては、研究所の貢献度を明らかにし、厳格に評価するものとする。

第2 組織面の見直し

本研究所については、独立行政法人国立健康・栄養研究所及び独立行政法人医薬基盤研究所との統合が検討されているところであるが、これら三法人の統合に関しては、研究面における具体的な効果が明らかではなく、また、各法人の研究領域の重なり・関連性が希薄なものも見受けられる。さらに、各法人の既存の事務所等が分散していることから、間接部門の合理化効果も限定的となる。

このため、三法人の統合については、単に数合わせの議論に終始することなく、具体的な研究成果の発揮、効率的・効果的な業務運営の確保、ひいては国民への成果の還元という観点から、具体的なメリット及びデメリットを慎重に検討した上で、結論を得るものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を

踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

農 林 水 産 省

農 林 水 産 大 臣
鹿 野 道 彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人水産総合研究センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの主要な事務及び事業 の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「農林水産消費安全技術センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 食品関係等業務の人員配置の適正化

食品関係等業務のうち食品表示監視業務の科学的検査については、7センター等（本部を含む。）において、年間6,000件程度実施しているが、各センター等間における担当職員1人当たりの検査件数（業務量）に差異がみられる。このため、食品関係等業務の他業務（登録認定機関立入調査業務等）の処理件数も勘案しつつ、配置人員の適正化を図るものとする。

2 相談窓口業務の見直し

相談窓口業務については、同様の業務を農林水産省（本省、地方農政局等）や独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）においても実施していることから、これら相談窓口との役割分担を明確にした上で、農林水産消費安全技術センターにおいては企業等からの技術的な相談のみを受け、相談業務を縮減するものとする。ただし、消費者から相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応するものとする。

3 国民生活センター等との連携構築

農林水産消費安全技術センターは、食品表示監視業務を実施している。

一方、国民生活センターでは商品テストを実施しており、行政刷新会議の事業仕分け（第2弾）の評価結果において、「消費者行政の在り方（全般）」については「消

費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方を至急整理。その上で、他の省庁や独法との連携を早急に構築」と、「商品テスト事業」については「関係独法や民間検査機関との有機的なつながりを構築し、効果的かつ迅速な商品テストに結びつける体制を早急に整える」とされている。

以上を踏まえ、農林水産消費安全技術センターと独立行政法人国民生活センター等の他の独立行政法人、他府省庁及び民間検査機関との具体的連携の構築に際しては、農林水産消費安全技術センターの技術的・専門的優位性を踏まえた効果的な連携体制を構築するものとする。

第2 役職員の身分

累次にわたる閣議決定に示された独立行政法人の見直しの考え方にかんがみ、農林水産消費安全技術センターの役職員の身分の在り方については、今後、政府部内で行われる独立行政法人の組織及び制度の議論を踏まえ、必要に応じ改めて検証するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与

の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立

行政法人における内部統制と評価について」) 及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人種苗管理センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人種苗管理センターの主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 品種保護Gメンの役割の在り方

品種保護Gメンについては、育成者権者等の侵害に係る相談等から得られた情報のうち、植物に関する知的財産権制度が未整備の国に関するものについて、関係行政機関で共有するとともに、特に水際対策を実施する税関に対しては、定期的に情報提供を行うなど、積極的な協力体制を構築するものとする。

なお、品種保護Gメンの海外への派遣については、制度未整備国における啓発に十分効果が見込まれる対象に限定するとともに、十分効果が発揮できる方法により行うものとする。

2 種苗検査業務の配置人員の適正化

種苗検査業務については、現在、本所、北海道中央農場及び西日本農場の3か所で実施しているが、次期中期目標期間中において、実験室における品質検査をすべて本所へ集約化することとされていることから、北海道中央農場及び西日本農場については、配置人員の適正化を図るものとする。

3 調査研究業務に係る具体的な成果目標の設定

調査研究業務については、種苗管理の現場における業務の改善のための技術の改良や、試験研究機関で開発された成果の導入・実用化を行うことが主眼とされていることにかんがみ、「重点調査研究課題の5年後の主要な技術開発目標」においては、例えば、「DNA品種識別技術の調査研究を行うことにより検査に要する日数を〇〇日

間縮減することを目標とする」など、具体的な成果目標を明らかにするものとする。

第2 自己収入の拡大

余剰原原種及び規格外種苗の一般種いも等としての販売実績が、生産量の13%程度にとどまっていることから、販売量の増加について引き続き関係機関と協議し、自己収入の拡大を図るものとする。

また、加工業者に随意契約で販売しているでん粉用の余剰原原種及び規格外種苗については、一般競争入札を導入するなど契約方法を見直すものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人家畜改良センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人家畜改良センター（以下「家畜改良センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 家畜の改良・増殖業務の重点化

家畜の改良・増殖業務については、都道府県・民間との役割分担を明確にし、都道府県にできることは都道府県にゆだねる、民間にできることは民間にゆだねる観点から、都道府県・民間との連携強化を図るとともに、都道府県・民間では取り組み難い新たな育種改良技術と保有する多様な系統を活用した家畜改良の素材となる種畜の供給について、次のとおり重点化するものとする。また、事業規模についても厳しく見直しスリム化を図るものとする。

(1) 乳用牛

乳用牛については、泌乳量を重視した改良から泌乳持続性を重視した改良に転換するとともに、候補種雄牛の作出・貸付を行い、候補種雄牛の後代検定（雌牛の泌乳成績から候補種雄牛の遺伝的能力を推定するもの）を民間事業者に移行し、家畜改良センターは候補種雄牛の供給を行うという役割分担の一層の明確化を行うものとする。

また、民間事業者でも行われている国内酪農家からの候補種雄牛の買上げについては平成22年度末までに、候補種雄牛の後代検定への参加については25年度末までに廃止するものとする。

(2) 肉用牛

肉用牛については、近交係数上昇の抑制や脂肪交雑以外の形質も重視し、都道府

県・民間では取り組み難い遺伝的に多様な種畜の生産供給等に重点化するものとする。

(3) 豚

豚については、種雄として直接肉豚生産農家へ供給する業務を原則中止し、都道府県・民間への育種改良素材供給に重点化するものとする。

(4) 鶏

鶏については、優れた形質を持つ種鶏（都道府県や民間の種鶏生産者が行う地鶏などの特色ある鶏の作出を支援するために必要となるもの）の改良・供給に注力し、系統の絞り込みを図るものとする。

(5) その他の家畜

上記以外の家畜についても、その事業規模を厳しく見直しスリム化を図るとともに、改良・増殖業務の対象を独立行政法人として真に担うべき畜種に特化するものとする。

2 飼料作物に係る種苗の配布方法の見直し

飼料作物に係る種苗の生産・配布等業務については、自給飼料の増産を推進し、飼料自給率の向上を図るため、飼料作物の優良品種（我が国の気候風土に適応し、高い生産性、病害抵抗性、耐倒伏性等の特徴を持つ飼料作物）の二代増殖（原原種子・原種子）を家畜改良センターで行い、増殖用の種子として配布を行っているが、特定の団体が配布を受けている状況であることから、競争性のある手続を経て配布を行うものとする。

また、配布先を決める際には、配布希望者が種苗増殖を行い、種子の農家への供給を行う計画や能力を有するか等十分に精査をした上で行うものとする。

3 種畜検査業務の都道府県への移管

種畜検査業務については、適切な種畜の利用により家畜の改良増殖を推進するため、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）により家畜改良センターが行っているが、

都道府県への移管にあたっては、移管する際のコストの事前検証と責任の明確化を前提に、都道府県の意見を聴きつつ、移管を進めるものとする。

4 調査研究業務の重点化

調査研究業務については、家畜改良センターが実施する家畜の改良や作物増殖に応用できる技術の開発に重点化するものとする。

また、家畜の改良や作物増殖の研究については、他の研究機関（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等）においても類似の研究を行っていることから、当該研究機関との連携強化を図り、役割分担を明確にした上で研究課題の重複を排除するものとする。

5 自己収入の拡大

家畜の改良増殖に係る精液、受精卵、種鶏等の譲渡価格及び飼料作物の種子配布の譲渡価格については、生産コストを考慮し、畜産経営等に及ぼす影響を踏まえ、また、民間市場価格等と比較して適切な価格の検証・設定を行い、自己収入の拡大を図るものとする。

また、精液採取用種雄牛の貸付けの入札については、周知活動を強化するなどにより、競争性を更に高めるものとする。

第2 組織面の見直し

家畜改良センターは、福島県に本所を、全国に10牧場及び1支場を設置している。これらの本所及び地方組織については、上記第1の事務及び事業の見直しに併せて、効率的かつ効果的な運営を図る観点から、組織体制を見直し、再編を行うものとする。

第3 保有資産の見直し

家畜改良センターは、社団法人家畜改良事業団に対し、無償で土地・建物を貸し付けている。また、社団法人ジャパンケネルクラブに対しては、家畜改良センターの事務及び事業の遂行上直接には関係がない使用用途に、土地を貸し付けている。このため、保有資産の適切な管理を行う観点から、土地や建物等の資産を貸し付ける際には、家畜改良センターの事務及び事業の遂行上その必要性が認められるもの、又は、公共的又は

公益的な見地から土地・建物等の利用が必要不可欠なものに限定するとともに、既存の貸付物件も含めて、貸付けに当たっては正当な対価を徴収するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の

確保に努めるものとする。

独立行政法人水産大学校の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告 の方向性

独立行政法人水産大学校（以下「水産大学校」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 水産に関する学理及び技術の教授及び研究の見直し

水産大学校が行っている水産に関する学理及び技術の教授及び研究については、専攻科定員配分の見直しによる水産系海技士養成の重点化、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上を図るなど、水産業を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方について検討するものとする。

その際、事業規模を縮減するものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所及び独立行政法人国際農林水産業研究センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農業・食品産業技術総合研究機構」という。）、独立行政法人農業生物資源研究所（以下「農業生物資源研究所」という。）、独立行政法人農業環境技術研究所（以下「農業環境技術研究所」という。）及び独立行政法人国際農林水産業研究センター（以下「国際農林水産業研究センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 四法人の組織の在り方・業務の実施方法の抜本的見直し等

1 四法人の組織の在り方・業務の実施方法の抜本的見直し

農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センターについては、それぞれの法人が実施している試験及び研究業務が相互に密接に関連していることを踏まえ、研究課題の成果の一層の向上等のシナジー効果（相乗効果）を発現させるため、また、管理部門の一層の効率化を推進するために、今後、事務及び事業の一体的実施を視野に入れて、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直すものとする。

これらの抜本的な見直しにより、以下の効果が期待される場所である。

- ① 農業分野の基礎研究、農業生産の現場が求める基盤的かつ先導的な応用研究並びに世界的な食料問題解決を通じて我が国の食料安定供給に寄与するための試験及び研究を総合的に行うことが可能となる。
- ② 「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等に基づく農業政策上の課題に対応した課題解決型の研究開発を一層強力に推進することが可能となる。

③ 国内の消費者のニーズに的確に対応できる農業生産への貢献はもとより、国際的な食料需給の安定にも対応することにより我が国の食料安全保障に寄与する研究成果の創出が可能となる。

なお、これらの抜本の見直しに当たっては、既存の組織体制を前提とするのではなく、他の法人の例を参考としつつ、相乗効果を最大限発現し、効果的・効率的に業務を行う新たな組織体制を一から構築することも検討するものとする。その際、既存の研究拠点、研究施設等について、その必要性を検証し、必要性のないものについては廃止することを含めて、検討するものとする。

2 試験及び研究業務の重点化等

これら四法人の試験及び研究業務の実施に当たっては、地球温暖化等地球規模課題への対応、農業・農村の6次産業化の推進、国際的な技術開発ニーズを踏まえた国際的な食料需給の安定及び我が国の食料安定供給などの農業政策上の重要課題に真に対応した試験及び研究に重点化するものとする。

研究課題の設定に当たっては、既存のもの継続ありきではなく、それを実施する必要性、緊急性、有効性等について厳格に検証し、継続の必要性がないと判断されるものはすべて廃止するものとする。なお、国際的な技術開発については、開発途上地域の農業には、多様な自然条件や社会経済条件・政策の下で、国・地域ごとに異なる技術開発の対象、目標が存在する。これらの技術開発を取り巻く様々な状況を的確に把握するとともに、相手方研究機関からの要望等を勘案した上で行うものとする。

また、研究開始後も、その必要性、緊急性及び有効性並びに進ちよく状況等を定期的に点検することにより、改廃を含めた検討を随時行うものとする。

さらに、試験及び研究業務の実施に当たっては、マネジメント機能の強化を図ることが必要であることから、既存の研究評価制度の充実はもとより、農林水産省が研究内容の評価を行う体制を整備し、農業政策上の課題を適時適切に研究課題に反映させる仕組みを構築するものとする。

第2 事務及び事業の見直し

1 農業・食品産業技術総合研究機構の事務及び事業の見直し

(1) 農業・食品産業技術研究等業務の見直し

ア 農業・農村の多面的機能関係の研究の廃止

農業・食品産業技術研究等業務における試験及び研究業務については、上記第1に掲げるもののほか、以下の見直しを行うものとする。

行政刷新会議の事業仕分け（第2弾）において評価結果が廃止とされた農業・農村の多面的機能関係の研究（農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発、地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発及び農業・農村の持つやすらぎ機能や教育機能等の社会的解明）については、農業政策上喫緊の重要課題でなく、継続する必要性はないことから、平成22年度限りで廃止するものとする。

なお、次期中期目標期間中に農村振興等を目的とした社会科学系の研究課題を設定・実施する場合には、同系の研究課題による成果等が国民にとって分かりにくいものであるとされる場合もあることを考慮し、農業政策上の重要課題に真に直結し、かつ、国民に分かりやすい形でのアウトプットを見据えたものに重点化するものとする。

イ 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授業務の在り方の抜本的見直し

農業・食品産業技術総合研究機構では、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授業務として、農業者大学校を設置・運営している。この業務は、平成18年度に旧独立行政法人農業者大学校から農業・食品産業技術総合研究機構に移管され、その際、入学定員の削減（50人から40人）、修業年限の短縮（3年から2年）及びカリキュラムの抜本的な見直しが行われ、20年度から新たに実施されているものである。しかしながら、20年度から22年度の入学者数はいずれも定員を下回っており、23年度入学者の新規募集が停止されているところである。

したがって、この業務については、当委員会の「平成20年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」（平成21年12月9日）

（注）や、行政刷新会議の事業仕分け（第2弾）での評価結果も踏まえ、在学者に配慮しつつ、平成22年中にその在り方を抜本的に見直すものとする。

(注)「平成20年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成21年12月9日)(抜粋)

- ・ 本法人の農業者大学校は、平成17年度まで旧独立行政法人農業者大学校として運営され、平成18年度から本法人に移管されたものである。独立行政法人による事業として運営された平成13年度以降、入学者数が入学定員を下回る状況が平成18年度まで常態化(この間の定員充足率は40%~78%)していた。このようなことから、抜本的な見直しが行われ、入学対象者の変更、入学定員の50人から40人への削減、修業年限の3年から2年への短縮、カリキュラムの大幅な見直しが行われて、平成20年度に新たな農業者大学校として開校したものの、開校初年度である平成20年度の入学者数も31人と定員の40人を下回っている(定員充足率は78%)。これについて、貴委員会においては、農業者大学校が先端的農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成という目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から評価を行った結果、定員の適正規模への言及は時期尚早であり、入学定員の充足のためにこれまでの取組の分析及び入学者確保に向けた一層の努力が必要であると評価している。

しかしながら、農業者大学校の定員充足の現状を踏まえると、今後の評価に当たっては、同大学校が上述の目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から、費用対効果や存廃の必要性も含めた評価を行うべきである。

(2) 基礎的研究業務の見直し

ア 競争的資金事業(イノベーション創出基礎的研究推進事業)の見直し

農業・食品産業技術総合研究機構では、農林水産業・食品産業等におけるイノベーションにつながる革新的な技術シーズを開発するための基礎研究及び開発された技術シーズについて実用化に向けて発展させるための研究開発を推進するために、競争的資金事業として、「イノベーション創出基礎的研究推進事業」を行っている。

本事業については、農業・食品産業技術総合研究機構自体も資金配分を受けることが可能となっていることから、公平性、公正性の観点から国民の疑念を招かないようにするため、抜本的な見直しを行うものとする。

また、農林水産省においても、農林水産業・食品産業の発展のための施策推進や地域活性化に資する現場の技術的課題の解決を図るため、実用化に向けた技術開発を推進することを目的とする競争的資金事業として、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」を実施している。

今後、同省によるこれら競争的資金事業の一元的実施など、当該事業の実施主体について検討を行うものとする。

イ ウルグアイ・ラウンド対策研究開発事業の成果普及事業の廃止

ウルグアイ・ラウンド対策研究開発事業の成果普及事業については、開始から10年が経過し、いまだ普及に至っていない成果の多くが既に陳腐化しており、継続しても受託者による事業化が見込まれないことから、平成22年度限りで廃止するものとする。

なお、本事業の廃止に伴い、その実施のために保有している資産（約2億円相当（22年度末見込み））は、国庫に納付するものとする。

(3) 民間研究促進業務の見直し

平成18年度に開始した民間研究促進業務は、生物系特定産業技術に係る実用化段階の研究課題を民間企業等に委託し、その成果の事業化により得られる売上の一定額を納付させること（売上納付）により委託費を回収する仕組みとなっている。しかしながら、平成18年度に委託され既に研究が終了したものについては、22年度中に売上納付を予定している企業があるものの、委託費に比して売上納付予定額はわずかであり、21年度末現在、約19億円の繰越欠損金が生じている。

このため、本業務については、新規案件の募集・採択の停止を含めて抜本的な見直しを行うものとする。

(4) 特例業務の廃止

特例業務（株式の処分業務並びに債権の管理及び回収業務）については、特定関連会社の株式の処分が前倒しで可能となる場合には、平成26年度中に廃止するものとし、遅くとも27年度までに廃止するものとする。

なお、本業務の廃止までの間は、株式処分による資金回収の最大化を図ること等により、旧出資業務から継承した繰越欠損金（21年度末で約273億円）の圧縮を図るものとする。

(5) 農業機械化促進業務の見直し

ア 試験及び研究業務の見直し

農業機械化促進業務における試験及び研究業務については、上記第1に掲げるもののほか、以下の見直しを行うものとする。

本業務については、最終的には、農業生産現場での普及による作業負担の軽減、農業生産性の向上等によりその目的が達成されるものであるが、その研究成果については、実用化に至っていないものや、実用化されても普及実績に乏しいものが見受けられる。

このため、本業務については、民間企業、都道府県、大学等との役割分担を踏まえた上で、農業機械に関する課題に真に対応し、かつ農業生産現場で普及し得るものに特化するものとする。

イ 型式検査業務及び安全鑑定業務の見直し

農業機械の型式検査業務及び安全鑑定業務については、型式検査等の受検が任意であることにかんがみ、受益者負担の拡大を図るものとする。

2 自己収入の拡大（農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）

(1) 特許収入に比し、権利維持費用が非常に高い状況がみられることから、特許収入につながる可能性の判断を厳格にする等により、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の増加を図るものとする。また、次期中期目標においては、法人の自己収入増加及び研究者のインセンティブ確保の観点から、現行中期目標において指標としている特許出願数に加え、特許実施許諾数も指標に加えるものとする。

(2) 農業生物資源研究所の放射線育種場の依頼照射については、現在、独立行政法人と国立大学法人に対して無料としているが、自己収入確保の観点から、有料化に向けた検討を行うものとする。

第3 農業・食品産業技術総合研究機構の組織面の見直し

1 小規模研究拠点等の見直し

研究資源の効率的かつ効果的な利用の促進及び適切な業務実施体制の構築の観点から、現行の研究拠点（主要拠点16か所、小規模拠点28か所）のうち、小規模研究拠点6か所については、次期中期目標期間中に、近接する研究拠点との一元化等を図り、

統廃合を行うものとする。

また、その他の研究拠点についても、研究資源の効率的かつ効果的な利用の促進及び適切な業務実施体制の構築の観点から、必要性のない研究拠点については廃止するものとする。

2 生物系特定産業技術研究支援センター東京事務所の見直し

現行の生物系特定産業技術研究支援センター東京事務所については、事務・事業の効率的な実施及び賃借料等の経費の大幅な削減の観点から、農業・食品産業技術総合研究機構本部（つくば市）との統合を含めて東京23区外への移転を検討した上で、平成23年度中に移転を実施するものとする。

3 産学官連携推進本部東京リエゾンオフィスの見直し

現行の産学官連携推進本部東京リエゾンオフィスについては、事務・事業の効率的な実施及び賃借料等の経費の大幅な削減の観点から、農業・食品産業技術総合研究機構本部（つくば市）との統合を含めて東京23区外への移転を検討した上で、平成23年度中に移転を実施するものとする。

第4 保有資産の見直し

1 農業・食品産業技術総合研究機構の保有資産の見直し等

(1) 保有資産の見直し

農業・食品産業技術総合研究機構が保有する資産の中には、利用率が低調な宿泊施設及び研修施設等がある。

また、試験及び研究業務のために保有している資産の中にも、北海道農業研究センターが研究課題「北海道地域における高生産性畑輪作システムの確立」の実施のために保有している「大型機械テラドス」のように、研究実施のために必ずしも必要のないものもある。

このため、次期中期目標期間中においては、利用率の向上等が見込めず必要がないと判断される保有資産については早急に処分するものとする。

(2) 施設及び設備整備の見直し

農業・食品産業技術総合研究機構が整備している施設及び設備の中には、行政刷新会議の事業仕分け（第2弾）において、「売却するなど処分すべき」などと指摘された「3Dドーム型景観シミュレーションシステム」のように、業務遂行のために必ずしも必要のないものが整備されている例がある。

このため、次期中期目標期間中の施設及び設備の整備に当たっては、国費の効果的かつ効率的な使用の観点から、①整備しなければ研究推進が困難なもの、②老朽化が著しく、改修しなければ研究に支障を来すもの、③法令等により改修が義務付けられているものなど、業務遂行に真に必要なもののみ整備を行うものとする。

また、既に整備した施設及び設備においても、業務遂行のために必ずしも必要がないと判断されるものについては早急に処分するものとする。

2 農業生物資源研究所の放射線育種場の寄宿舍の廃止

放射線育種場の寄宿舍については、利用率が非常に低く、年間の運用経費約100万円を掛けて維持する必要性はないと考えられることから、廃止するものとする。

3 国際農林水産業研究センターのオープンラボ施設の利用促進

研究拠点にあるオープンラボ施設「島嶼環境技術開発棟」は、亜熱帯・島嶼の土壌を対象とした自然条件下での研究が実施可能な世界的に見ても類のない施設であり、その環境条件における土壌流亡防止技術や海域の汚染防止技術等の開発に有効なものである。しかしながら、現行中期目標期間中の利用実績は年々減少している。

このため、本施設については、ニーズを把握し、大学や研究機関に積極的に研究の実施を提案するとともに、周知・広報活動を積極的に行うなどして利用促進を図るものとする。

第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを削減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、

これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、上記第 4 に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要がある

かを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、上記第2に掲げるもののほか、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人森林総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 森林・林業分野の試験及び研究業務の重点化等

(1) 森林・林業分野の試験及び研究業務の重点化

森林総合研究所の森林・林業分野の試験及び研究業務については、森林・林業政策上の優先事項を踏まえて、社会ニーズの把握や成果の社会還元を重視しつつ、研究課題の重点化を図るものとする。

その際、公立林業試験場等との役割分担を踏まえ、独立行政法人が真に担うべき業務に限定し、森林総合研究所としての独自性を発揮するものとする。

(2) 「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」の研究の廃止

上記(1)の重点化を踏まえ、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」の研究については、平成22年度限りで廃止するものとする。

(3) 地球温暖化対策の研究課題の役割分担

森林・林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、環境分野の研究における森林・林業部門の占める割合が大きく、また、他の研究機関においても関連する研究が行われていることから、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化するものとする。

2 水源林造成事業の見直し

水源林造成事業においては、事業に係る経費の財源の一部が借入金で賄われ、その借入金の償還財源は、分収造林契約による将来の造林木販売収入を充てることを見込んでいる。一方、造林木販売収入の基礎となる立木価格は、近年下落傾向が続いており、将来の借入金償還財源の不足が懸念されることから、水源林造成事業に係る経費については、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を適切に見積るなど、事業の収支バランスに係る試算を不断に見直すとともに、公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底するものとする。

3 特定中山間保全整備事業の廃止

特定中山間保全整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成25年度中に、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止するものとする。

4 農用地総合整備事業の廃止

農用地総合整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成24年度中に、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止するものとする。

5 林木原種（種苗）の配布収入の拡大

都道府県に配布をしている林木の原種の配布価格については、現在、林業用種苗の市場価格と同程度の価格設定としているところであるが、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、生産コストの検証も行った上で価格の設定を行い、林木原種の配布収入の拡大を図るものとする。

6 特許収入の拡大

特許収入に比し、権利維持費用が高い状況がみられることから、特許収入につながる可能性の判断を厳格にする等により、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大を図るものとする。

第2 組織等の見直し

1 試験林の設置の見直し

全国93か所に設置している試験林について、平成22年度までに3割削減を予定（21年度までに24か所廃止）している。引き続き、研究課題の変更等に併せて試験林の設置の見直しを行うものとする。

2 森林農地整備センターの現場組織の縮減・廃止

森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止を行うものとする。

3 森林農地整備センター本部及び関東整備局の見直し

森林農地整備センター本部及び関東整備局については、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林総合研究所本所との統合を含め、移転・共用化を検討したうえで、行うものとする。

4 地方整備局及び水源林整備事務所の見直し

水源林整備事務所については、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、地方整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、森林総合研究所支所（5か所）等の施設との共用化を検討するものとする。

5 水源林造成事業の実施主体

当分の間、森林総合研究所で継続実施することとされている水源林造成事業については、将来の実施主体の検討を早急に進め、結論を出すものとする。

第3 保有資産の見直し

1 実験林の見直し

連光寺実験林（多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当該実験林における試験調査等の早期終了、別の試験地の確保並びに隣接所有者との調整等、所要の措置を講じた上で、島津・宇治見実験林は、国への返納措置又は売却を行うものとする。また、連光寺実験林は、国への返納措置又

は売却を検討するものとする。

2 奈良水源林整備事務所の見直し

奈良水源林整備事務所（奈良市）については、上記第2による見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討するものとする。

3 職員宿舎の見直し

職員宿舎8号（杉並区）、成宗分室（杉並区）及び職員共同住宅（盛岡市）については、国への返納措置又は売却を行うものとする。また、その他の職員宿舎については、事業の縮小に伴う人員の状況に応じ、必要性の乏しいものについて、順次、国への返納措置又は売却を行うものとする。

4 いずみ倉庫

いずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、上記第1に掲げるもののほか、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人水産総合研究センターの主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人水産総合研究センター（以下「水産総合研究センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 試験研究・技術開発業務の見直し

1 試験研究・技術開発業務の重点化

水産総合研究センターの試験研究・技術開発業務については、水産物の国民への安定供給と漁業経営の安定化のための①資源管理の確実な推進、②沿岸漁業振興を図るための沿岸域生産性の向上、③環境に配慮した養殖生産技術の革新、④水産業の発展と安全・安心な水産物の安定供給、⑤資源管理に不可欠な資源・海洋モニタリングなど、水産行政上の喫緊の課題に的確かつ効果的に対応するための研究課題に重点化するものとする。

その際、民間企業、都道府県及び大学等との役割分担を踏まえ、水産総合研究センターが真に実施する必要性のあるものに限定するとともに、試験研究・技術開発業務の重点化により、費用の縮減を図るものとする。

2 「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」の廃止

「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」については、調査研究の重点化の観点から、平成22年度限りで廃止するものとする。

3 研究課題設定の見直し

研究課題の設定に際しては、既存のものに継続ありきではなく、それを実施する必

要性、緊急性、有効性等について厳格に検証し、継続の必要性がないと判断されるものはすべて廃止するものとする。

また、研究開始後も、その必要性、緊急性及び有効性並びに進ちよく状況等を定期的に点検することにより、改廃を含めた検討を随時行うものとする。

第2 地方組織等の見直し

1 各研究所と栽培漁業センターの事務及び事業の一体的実施

水産総合研究センターでは、現在、全国に9研究所及び10栽培漁業センターを設置している。

各研究所の実施する試験・研究開発業務と、各栽培漁業センターの実施する種苗生産・放流技術開発業務とは相互に密接に関連し合うものであり、研究課題の成果の一層の向上等のシナジー効果（相乗効果）を発現させるために、また、管理部門の一層の効率化を推進するために、次期中期目標期間中に各研究所と各栽培漁業センターの事務及び事業の一体的実施を行うものとする。

なお、事務及び事業の一体的実施に当たっては、既存の組織体制を前提とするのではなく、一体的実施による効果を最大限発揮し、費用の縮減を図るものとする。

2 さけ・ます事業所の見直し

さけ・ますのふ化・放流事業（個体群維持のために必要なもの）の実施のために、さけますセンターに15事業所が設置されているが、これらの事業所については業務の効果的・効率的な遂行の観点から、水産研究所との組織の一元化を図るとともに、技術普及・モニタリングのみを行っている事業所については近隣の事業所への統合を図るものとする。

第3 保有資産の見直し

1 小型の漁業調査用船舶の見直し

水産総合研究センターでは、現在、漁業調査船9隻及び小型の漁業調査用船舶28隻を保有している。

これらのうち、小型の漁業調査用船舶については、費用対効果を検証の上、不要なものの廃船について検討を行うものとする。

2 宿泊施設の見直し

水産総合研究センターが保有する資産の中には、利用率が低調な宿泊施設等があることから、次期中期目標期間においては、これらの宿泊施設等について、これまでの利用状況、必要性や費用対効果を検証の上、不要と判断されたものについては、施設の在り方について廃止も含め検討を行うものとする。

3 海洋資源開発勘定で保有する金融資産の見直し

水産総合研究センターの海洋資源開発業務においては、漁獲量の減少による自己収入（漁獲物の販売収入）の減少時に業務遂行に支障を来さないようにするため、平成21年度末現在、約21億円の金融資産（国債）を保有しているが、平成15年10月の旧認可法人海洋水産資源開発センターとの統合以降、各年度の当期総損失の処理のためには一度も使用されていない。

このため、当該金融資産については、真に保有する必要がある緩衝財源（約10億円）を除き、国庫に納付するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

經濟產業省

経 済 産 業 大 臣
大 畠 章 宏 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人製品評価技術基盤機構及び独立行政法人日本貿易振興機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人経済産業研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人経済産業研究所（以下「経済産業研究所」という。）の主要な事務及び事業については、経済産業政策の研究を独立行政法人が行うべき必要性を国民に分かりやすい形で明らかにするためにも、次期中期目標においては真に担うべき研究目標を明確化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 調査研究業務の一層の重点化

これまで経済産業研究所では、調査研究業務において、経済産業省が継続的な取組を望む4分野^(注)を「基盤政策研究領域」として設定しているほか、経済産業研究所独自の取組分野を「隣接基礎研究領域」として設定し、研究を行ってきた。

これら研究プロジェクトの立ち上げ時には、行政官を交えた「研究テーマ討論会」を実施し、政策研究として必要な研究テーマの設定や研究プロジェクトの実施体制等について、事前検討した上で研究に着手する体制としている。

しかしながら、現在進められている研究テーマの中には、必ずしも経済産業政策の立案に貢献するとは言い難い研究課題や、民間も含め他法人等においても実施可能な研究課題等が散見される。

次期中期目標においては、経済産業研究所のミッションを明確に定めるとともに、当該ミッションを実現する上で次期中期目標期間中に達成すべき水準を客観的かつ定量的に定め、次の経済産業政策に資する政策研究にリソースをより重点的に投入して取り組むものとする。

(注) ①少子高齢化社会における経済活力の維持についての総合的な研究、②国際競争力を維持するためのイノベーションシステムについての研究、③経済のグローバル化、アジアにおける経済関係緊密化と我が国の国際戦略についての研究、④通商産業政策史の編纂

2 研究プロジェクト等の進行管理の徹底等

経済産業研究所では、研究プロジェクトの進捗の遅れや、研究以外の業務の未実施等により、毎年度、運営費交付金債務残高が発生しており、近年、その額は倍増している。

このため、事務及び事業の規模について抜本の見直しを行い、それを運営費交付金の算定ルールに適正かつ確実に反映することにより、予算規模を適正な水準にまで縮小するものとする。

また、今後の研究プロジェクト等の進行管理については、定期的かつ厳格に進捗よく状況を点検する等スケジュール管理を徹底することとし、予定時期までに完結しないものや進捗が不十分なものについては、継続の可否を含め実施規模の縮減、計画の見直し等を行うものとする。

3 自己収入の拡大

国以外の財源の確保及び拡充を図るため、競争的外部資金の獲得の推進を中心に、自己収入の拡大について、一層の努力をするものとする。

その際、外部資金の獲得に当たって行われる法人内部の審査において、研究員のエフォートを確認するとともに、獲得しようとする資金の性格が経済産業研究所のミッションに合致するものであるか否かを審査するものとする。

また、情報誌等有料出版物の拡大や受益者負担の適正化並びに寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

第2 組織面の見直し

分室については、研究業務の重点化と経費効率化の観点から、次期中期目標期間において、その必要性を検討の上、廃止を含めた抜本見直しを行い、継続する際には更に規模等の縮減を図るものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立

行政法人における内部統制と評価について」) 及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

5 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

独立行政法人工業所有権情報・研修館の主要な事務及び事業の改廃 に関する勧告の方向性

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

あわせて、情報・研修館の在り方について、抜本的な見直しを行うものとする。

第1 事業実施主体の見直し

情報・研修館については、政府全体の独立行政法人の組織及び制度的見直しの議論も踏まえつつ、「第2 事務及び事業の見直し」以下の措置を講ずるものとする。

また、情報・研修館では、①地方閲覧室、特許流通アドバイザー派遣、特許ビジネス市及び特許流通講座の平成22年度末での廃止、②特許庁ホームページ運営及び商標関連事業の23年度からの特許庁による実施も予定されている。

これらの措置等の結果、情報・研修館が担う機能や実施する事業は、中央資料館としての機能、相談事業等、限られたもののみとなる。

以上を踏まえ、特許庁業務・システム最適化計画に基づく新システムの稼働後の情報・研修館の在り方について、独立行政法人の形態で行うことが真に必要なかつ効果的かどうかについて、国の判断・責任の下で実施することを含め検討し、その結果を踏まえ、抜本的な見直しを行うものとする。

第2 事務及び事業の見直し

1 審査・審判関係図書等整備業務の見直し

情報・研修館では、審査・審判関係図書等整備業務として、特許庁における審査・審判業務に必要な図書等を収集し、特許庁へ提供する業務を、その一部（市販図書及び雑誌の収集等）を外部へ委託しつつ実施している。

しかしながら、当該業務で収集している図書等は、特許庁の業務遂行のために必要

なものであることから、本来、特許庁自ら収集すべきものである。一方、具体的な収集等の作業は、国や独立行政法人が直接行う必要性は乏しい。

このため、審査・審判関係図書等整備業務については、外部委託を活用しつつ、特許庁自ら実施することを含め検討し、その結果を踏まえ、抜本的な見直しを行うものとする。

2 工業所有権情報普及業務の見直し

情報・研修館では、工業所有権情報普及業務として、特許公報等の和文・英文抄録の作成等を実施している。

しかしながら、これらの業務はすべて、情報・研修館から委託を受けた一般財団法人日本特許情報機構が実施している。

工業所有権情報普及業務については、特許庁から民間事業者へ直接委託することを含め検討し、その結果を踏まえ、抜本的な見直しを行うものとする。

3 工業所有権情報普及業務及び情報システム関連業務の見直し

特許庁では、「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく新しいシステムを構築中であり、当該新システムは、平成26年1月及び27年1月から、段階的に稼働する予定となっている。

当該新システムの稼働に伴い、情報・研修館が実施している工業所有権情報普及業務及び情報システム関連業務のうち、特許電子図書館事業、整理標準化データ提供事業、電子出願ソフト事業及び公報システム整備事業が廃止される予定となっている。

以上を踏まえ、当該新システム稼働に向けた情報・研修館の組織の見直し、人員の削減等に関する年度ごとの計画を策定の上、計画的に削減等を行うものとする。また、策定した計画は必要に応じ見直すものとする。

さらに、当該新システムが稼働するまでの間においては、廃止が予定されている事業について、制度改正等、必要不可欠なものを除き、経費の増大を招かないものとする。

4 人材育成業務の見直し

情報・研修館では、人材育成業務として、特許庁職員に対する研修、民間企業等に

に対する研修等を実施している。

人材育成業務については、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 特許庁職員に対する研修の見直し

情報・研修館では、特許庁が作成する「研修基本方針」に従い年間の「研修計画」を作成し、特許庁職員に対する研修を実施しており、その講師は、特許庁や情報・研修館の職員のほか、外部講師が務めている。

しかしながら、特許庁職員に対する研修は、本来、特許庁自ら実施すべきものであり、現に、情報・研修館の常勤職員のほとんどが特許庁からの出向者で占められており、研修計画の作成や研修講師は、特許庁からの出向者が担っている。

このため、特許庁職員に対する研修については、必要に応じ講師を外部へ委託する等により、特許庁自ら実施することを含め検討し、その結果を踏まえ、抜本的な見直しを行うものとする。

(2) 民間企業等に対する研修の見直し

情報・研修館では、弁理士、中小・ベンチャー企業、政府関係機関等、民間企業等を対象とした研修を実施している。

しかしながら、「知的財産権研修」の受講者数は減少傾向にあり、「知的財産政策研修」の受講者数は少ない。また、「審査基準討論研修」及び「特許侵害警告模擬研修（集合型）」における研修1回当たりの受講者数は毎年度減少している。さらに、人材育成業務全体の収支は赤字となっている。

このため、民間企業等に対する研修については、受講者数やその推移、費用対効果及び市場化テストの実施結果を踏まえ、独立行政法人として実施する必要性について、講座ごとに厳格に検証し、廃止を含め見直すものとする。また、引き続き実施する講座については、受益者負担の適正化及び自己収入拡大の観点から、受講料について必要な見直しを行うものとする。

5 関係機関との連携確保

情報・研修館では、相談の実施等、工業所有権に関する業務を実施している。

一方、経済産業局においても、特許室を設置し、無料相談等を実施している。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）においても、相談、

中小企業等に対する弁理士の派遣等を実施している。さらに、日本弁理士会、都道府県知的所有権センター等の関係団体においても、相談を実施している。

また、「知的財産推進計画2010」（2010年5月21日知的財産戦略本部）及び「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」（平成22年6月18日閣議決定）においては、知的財産に係る「ワンストップ相談窓口」の整備が盛り込まれている。

このため、情報・研修館における工業所有権相談等業務等の実施に当たっては、経済産業局、中小機構、関係団体等との役割分担の整理及び連携状況の検証を行い、その結果を踏まえ、必要な連携を図るものとする。

第3 契約の競争性及び適正性の確保

情報・研修館では、①特許流通アドバイザー派遣業務の社団法人発明協会への委託、②特許電子図書館の公報データの電子化、和文・英文抄録の作成等の一般財団法人日本特許情報機構への委託等、業務の多くを外部に委託等している。

一者応札・応募解消を含め、契約の競争性及び適正性を確保するため、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 調達仕様書記載内容の明確化。
- ② 公告期間の妥当性の検証。
- ③ 分割発注することによる競争性確保及び経費削減効果の検証。

第4 運営費交付金算定の厳格化

情報・研修館においては、毎年度、多額の運営費交付金債務残高が発生しており、平成21年度末時点で、21年度運営費交付金額の40パーセント以上の債務残高となっている。

業務の効率化、縮減、廃止等により、運営費交付金債務残高が発生すること自体に問題があるわけではないが、多額の資金が使用される見込みのないまま複数年度にわたって滞り続けることは適切ではないことを踏まえ、運営費交付金額の算定に当たっては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、上記第3に掲げるもののほか、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立

行政法人における内部統制と評価について」) 及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

5 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人製品評価技術基盤機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「N I T E」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 法人の役割等の明確化

N I T Eでは、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、製品安全分野及び適合性認定分野の業務を実施している。国民の安全・安心、産業活動における信頼性・安全性を確保することがN I T Eに期待される役割であり、かかる観点から、これら4分野の業務の相互の関係や一体的に実施することの有意義性について、より一層の明確化を図ることにより、N I T Eの業務運営を効果的、効率的に行うことが可能であると考えられる。

また、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産業技術総合研究所」という。）など他の独立行政法人との関係においては、N I T Eの目的や役割、類似しているとみられる業務については、その業務内容に照らした優位性を考慮して、主務省として、国全体としてみた独立行政法人の効果的、効率的な業務運営に資するものとなるよう、独立行政法人間の連携の強化等を図ることが重要であると考えられる。

このような観点から、N I T Eについて、中期目標等を定めるにあたり、以下の事項について「N I T Eの組織・業務全般の見直し」において明確化を図るものとする。

- ① 国民の安全・安心の確保及び産業活動における信頼性・安全性の確保のため、N I T Eが果たすべき具体的な役割及びその必要性。
- ② 化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、製品安全分野及び適合性認定分野の業務について、国民の安全・安心、産業活動における信頼性・安全性を確保する観点からみた相互の関係及びこれらの分野を一体的に実施することの必要性及び有意義性。

- ③ 他の独立行政法人が実施する業務との連携強化等の方向性。

第2 事務及び事業の見直し

1 製品安全関連業務の見直し

製品安全関連業務については、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 独立行政法人国民生活センターとの連携体制構築

N I T E では、製品事故の原因究明等の業務を実施している。

一方、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）では商品テストを実施しており、行政刷新会議の事業仕分け（第2弾）の評価結果において、①「消費者行政の在り方（全般）」については、「消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方を至急整理 その上で、他の省庁や独法との連携を早急に構築」とされ、また、②「商品テスト事業」については、「関係独法や民間検査機関との有機的なつながりを構築し、効果的かつ迅速な商品テストに結びつける体制を早急に整える」とされている。

以上を踏まえ、N I T E の技術的・専門的優位性も踏まえつつ、国民生活センターとの間において、効果的かつ効率的な連携体制の構築に協力するものとする。

その際、他の独立行政法人、民間検査機関等との関係についても留意するものとする。

(2) 電気工事士講習等の廃止

電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務について、民間にゆだねる具体的な方策を平成 22 年度から検討を行い、所要の見直しを行った上で、N I T E の業務としては廃止するものとする。また、廃止に当たっては、関係する組織及び人員の合理化を図るものとする。

2 化学物質管理関連業務の見直し

N I T E では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）に基づき、P R T R 届出データ（同法の届出の対象となる化学物質に関する情報）の記録、集計等の業務を実施している。

この届出については、事業者からN I T E への電子届出が可能となっているが、そ

の割合は平成 21 年度で 46 パーセントである。

今後、業務の簡素・合理化及び経費削減の観点から、届出事業者の利便性を重視した入力方法、効果的な普及啓発策等について検討するものとする。その際、経費の増大を招かないものとする。

3 バイオテクノロジー関連業務の見直し

バイオテクノロジー関連業務については、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 特許微生物寄託機関の一元化

N I T E は、産業技術総合研究所とともに、特許法（昭和 34 年法律第 121 号）等に基づく特許微生物寄託機関に指定されている。

特許微生物の寄託に係る業務については、既存の利用者への影響、利用者の意向等も踏まえ、微生物の生存確認試験の在り方、寄託に係る手数料等について、産業技術総合研究所と一体的に、抜本的な見直しを行い、特許微生物寄託機関の一元化を図るものとする。

(2) 生物遺伝資源センターの見直し

N I T E のバイオテクノロジー本部の生物遺伝資源センター及び特許微生物寄託センターの業務においては、顕微鏡、高圧蒸気滅菌装置等、施設・設備に共用可能なものがみられ、また、純度確認をする職員等、人的な面においても、必要となる技術的知見等の共通性もみられる。

これらを踏まえ、経費削減を図る観点から、生物遺伝資源センター及び特許微生物寄託センターにおける業務の実施に当たっては、施設・設備の共用及び人員の業務兼務を推進するものとする。

(3) オンライン・カタログの拡充

N I T E は、日本微生物資源学会の事務局を務めており、同学会に所属している機関が収集・保存している微生物株を横断的に検索することが可能なオンライン・カタログ（J S C C カタログ）を作成しているが、現在、同カタログに参加している機関は、当該学会に参加している機関の一部にとどまっている。

国内にある微生物株の一括検索を可能とし、利用者の利便性を高めるため、当該

学会に所属している機関に対する当該カタログへの参加の働き掛け、検索可能な項目の詳細化等のためのデータベース構造の見直し等を行うものとする。

(4) 生物資源の収集・保存・提供機関の在り方の検討

N I T Eでは、生物遺伝資源センターを設置し、産業界及び研究機関への微生物の提供等の業務を行っている。国やその他の独立行政法人、大学の研究機関においても、微生物の研究機関への提供等の業務が付随的に行われている。

国全体として見た場合、長期的に安定して微生物の提供等が行われる必要があることから、生物資源の有効かつ効果的な利用及び効率的な業務実施を確保するため、セキュリティの確保等に留意しつつ、N I T Eの果たすべき役割について、関係機関と意見交換等を行うこと等の必要な取組を行うものとする。

4 適合性認定関連業務の見直し

N I T Eでは、産業技術総合研究所が開発等した国家標準に係る物質及び産業界等で開発等した民間標準に係る物質に関する情報を、「標準物質総合情報システム」により提供している。

当該システムへの情報の入力は、主としてN I T E職員が実施しているが、協力の得られる一部の事業者については、直接、当該システムへ情報を入力することが行われている。

業務の効率化及び経費削減を図るため、標準物質総合情報システムへの情報入力を自ら行うことができる事業者を拡大するために必要な措置を講ずるものとする。その際、経費の増大を招かないものとする。

第3 支所の見直し

地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の平準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方について改めて所要の検討を行うものとする。

また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査

等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行うものとする。

第4 法人の業務及び役職員の身分の在り方

累次にわたる閣議決定に示された独立行政法人の見直しの考え方にかんがみ、N I T Eの業務及び役職員の身分の在り方については、今後、政府部内で行われる独立行政法人の組織及び制度に関する議論を踏まえ、必要に応じ、改めて検証するものとする。

第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかとの厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、①委託費等の外部資金の獲得、②受益者負担の適正性を踏まえた手数料収入の増加、③寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人日本貿易振興機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）の主要な事務及び事業については、グローバル化が進み世界経済が大きな転換期にある中で、我が国の通商・貿易産業の振興を図るためにも、日本貿易振興機構は、世界市場に対する投資環境の整備と時代の要請に応じた課題に一層貢献していくとともに、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

国内経済が停滞する中で、我が国社会は少子高齢化の到来と人口減少といった課題を抱えており、国際社会では、アジア・新興国によるキャッチアップや、欧米諸国における新たな世界への戦略的な取組などが見込まれている。

我が国の貿易政策は新たな局面を迎え、新興市場に向けた積極果敢なアプローチが求められており、日本貿易振興機構が果たすべき役割も新たな局面に突入していると言える。

このような国内外の経済状況に加え、経済産業省が日本貿易振興機構を「貿易投資振興策の実行を担う組織」としていることを踏まえ、次期中期目標については、日本貿易振興機構が置かれた立場と優位性を十分にいかし、貿易投資振興策の実行を担う組織としての具体的な目標を客観的かつ定量的に設定するとともに、以下の取組を行うものとする。

1 日本企業の海外展開支援の在り方

中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援については、「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」（平成22年6月18日閣議決定）等を踏まえ、中小企業の海外進出・展開に係るワンストップサービスの実施等の支援を実施するものとする。

その際、貿易立国である我が国の貿易をより一層、推進・支援していく観点から、政府機関として日本貿易振興機構の果たすべき役割を明確にした上で、相手国政府との折衝や海外ネットワークを有効活用した情報収集等、日本貿易振興機構でなければ実施できない、より基盤的な事業に重点化し積極的に展開していくものとする。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）等他法人や民間との重複や役割分担について検証・整理した上で、連携強化を図るものとする。

2 対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）の在り方

日本貿易振興機構では、全国6か所にIBSCを設置し、海外から日本への進出を目指す事業者に対し、一定期間、オフィスを無償（IBSC東京については、50営業日を超える場合につき使用料を徴収）で貸与しているが、全体の利用実績の大半（77.1パーセント）がIBSC東京におけるものとなっている。

また、IBSC間において、誘致成功率については41.6パーセントから100パーセントまでの差異が、利用率についても17パーセントから68パーセントまでの差異がそれぞれみられ、さらに、東京と横浜、大阪と神戸のように近接して設置されているものもみられる。

このため、各IBSCについては、その規模について見直しを行い、効率化を図った上で、入居率が改善しないものは廃止するものとする。

また、存続させる場合においても、受益者負担の適正化の観点から、使用料を徴収することの是非について、地方公共団体も含め検討するものとする。

3 東アジア経済圏形成に向けての貢献（調査・研究）

日本貿易振興機構は、旧特殊法人日本貿易振興会と旧特殊法人アジア経済研究所が統合して発足した法人が独立行政法人となったものであり、統合により、人事交流、業務上の連携が行われているが、統合に伴う組織、人事、業務運営等の実態、変遷等については、必ずしも明確になっていない。

このため、これらを明確にするとともに、統合に伴う人事交流、業務の連携、組織や人員の実態等の全体を踏まえた統合によるシナジー効果を検証しつつ、日本貿易振興機構とアジア経済研究所両者の業務の効率化を図るものとする。

4 自己収入の在り方

日本貿易振興機構が国内外で提供している各種サービスについては、無償のものと有償のものがあるが、受益者負担の適正化、国への財政依存度の低減及び自己収入の拡大の観点から、無償・有償とする範囲や、有償とするものに係る適正な料金水準について検討し、必要な見直しを行うものとする。

また、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

第2 組織面の見直し

1 支部・事業所等の見直し

(1) 国内事務所

日本貿易振興機構では、地方公共団体からの要請に基づき、全国34道府県に国内事務所を計36か所設置し、国内企業に対する貿易投資相談、海外ビジネス情報の提供、事務所設置地域内における対日投資拡大等の事業を行っている。

国内事務所については、各事務所の役割や機能、業務量に見合った配置職員数の適正化を検証し、地方公共団体の意向も踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

また、中小機構の支部と同一市内に設置されている8か所の国内事務所については、事務所の共用化等、施設の効率的利用の可能性を検討するものとする。

(2) 海外事務所

日本貿易振興機構では、海外55か国に計72か所の海外事務所を設置している。また、他の独立行政法人においても海外に事務所を設置しており、これらの中には、同一の国・地域に設置されているものもみられる。

このため、それぞれの事業目的や機能を踏まえ、他の独立行政法人の海外事務所との間の効率的な連携促進について検討するものとする。また、海外事務所ごとの設置の必要性について検討するとともに、海外事務所の共用化等、施設の効率的利用の余地について、関係府省間において検討するものとする。

2 事業の審査及び評価の見直し

的確な評価等に資するため、業務の成果をよりの確に測ることができる成果指標

を次期中期目標等において設定するものとする。

第3 保有資産等の見直し

1 ジェトロ会館

ジェトロ会館については、売却することとされているが、限られた資源を最も有効に活用する観点から、国庫への現物納付も含め検討し、適切に処分するものとする。

2 保有宿舎

保有宿舎については、宿舎ごとの入居率等を基に必要性を検証し、具体的な計画を策定の上、効率的な利用が図られていない宿舎については売却し、集約化を図るものとする。

3 I B S Cに設置された多目的ホール

I B S C東京及びI B S C名古屋においては多目的ホールが設置されているが、I B S C東京は、日本貿易振興機構の本部内であり一定の理解ができるとしても、I B S C名古屋については、他の地方I B S Cに多目的ホールは設置されていない中、設置の必要性は明確ではない。I B S C名古屋に多目的ホールを設置する必要性を厳格に検証し、十分な必要性が認められない場合には廃止するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかとの厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、

適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

国土交通省

政 委 第 30 号
平成 22 年 11 月 26 日

国 土 交 通 大 臣
馬 淵 澄 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、自動車検査独立行政法人及び独立行政法人海上災害防止センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人土木研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人土木研究所（以下「土木研究所」という。）の主要な事務及び事業については、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 研究業務の重点化

土木研究所の研究業務については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究に重点化するものとする。なお、国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務について、その在り方を検討するものとする。

2 研究業務の効率的・効果的实施

土木研究所の研究業務については、関連する研究を実施している大学、民間研究機関等（以下「関連研究機関」という。）の研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複の有無等について事前に検証した上で関連研究機関と連携するなどにより、研究業務の効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

第2 業務実施体制の見直し

平成20年度に北海道開発局から業務を移管されたことに伴い設置された寒地技術推進室については、寒地土木研究所が実施している研究開発と一体として業務を行うこととなったこと及び業務運営の効率化を進める観点から、更なる集約化に努めるものとする。

第3 保有資産の見直し

土木研究所が保有する別海実験場及び湧別実験場については、平成23年度に廃止し、国庫に納付するものとする。

また、朝霧環境材料観測施設については、敷地利用の集約化を図った上で21年度に一

部廃止したところであるが、国の財政に貢献する観点から、必要な手続を早急に進めるとともに、23年度に国庫に納付するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の

確保に努めるものとする。

独立行政法人建築研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人建築研究所（以下「建築研究所」という。）の主要な事務及び事業については、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつなげるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 研究業務の重点化

建築研究所の研究業務については、民間では実施できない研究及び国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究に重点化するものとする。なお、国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務について、その在り方を検討するものとする。

2 業務の効率的・効果的实施

建築研究所の研究業務については、関連する研究を実施している大学、民間研究機関等（以下「関連研究機関」という。）の研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複の有無等について事前に検証した上で関連研究機関と連携するなどにより、研究業務の効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

また、国際地震工学研修については、途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにするとともに、研修業務の効率的かつ効果的实施に引き続き努めるものとする。

3 特許等の知的財産権の適正管理

建築研究所における特許の出願及び知的財産権の活用、管理等については、直近3年間の実績では、知的財産権の保有に係る経費が収入を上回っており、かつ、そのほとんどの発明が共同研究によるものとなっている。建築研究所の研究成果は民間の営業活動に直接関わる分野であることから、今後の知的財産権の管理及び審査に当たっては、客観性、公益性の確保に努めるものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、上記第1に掲げるもののほか、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人交通安全環境研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人交通安全環境研究所（以下「交通安全環境研究所」という。）の主要な事務及び事業については、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 研究業務の重点化

交通安全環境研究所の研究業務については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究など、真に必要なものに重点化するものとする。なお、国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務について、その在り方を検討するものとする。

2 関係機関との連携強化

自動車に係る技術基準等については、電子制御技術など新たな技術の導入が進み、広範化・多様化が進んでいる状況である。関連する研究を実施している民間等の研究機関（以下「関連研究機関」という。）との連携について、複雑化する技術基準等への的確に対応する観点から、研究内容の重複を排除した上で、知見・技術の活用や人的交流を積極的に行うなど、技術基準の策定等を行っている独立行政法人としての中立性に留意しつつ、連携強化を図るものとする。

また、運輸分野横断的な研究については、関連研究機関と連携して実施することにより、シナジー効果が期待できる研究課題に対し、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務の効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

3 自動車アセスメント事業

独立行政法人自動車事故対策機構が実施している自動車アセスメント事業については、交通安全環境研究所へ事業の移管を行った場合、新たに実施体制を整備する必要

がある。自動車アセスメント事業移管の検討に当たっては、交通安全環境研究所の人員や知見を最大限活用することを基本としつつ、事業全体の効率化、トータルコスト削減につながる実施手法・体制を検討するものとする。その際、事業移管による定量的な経費削減効果を明らかにするものとする。

4 自動車審査業務及びリコール技術検証業務

自動車審査業務及びリコール技術検証業務については、高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合への対応、また、ユーザー目線に立った迅速かつ確実な対応等を行うことが求められている状況である。これらの業務の見直しに当たっては、技術スタッフの増強や施設整備を行うだけではなく、自動車検査業務を行っている自動車検査独立行政法人の人員やノウハウ等既存の資源を活用するなど、業務の効率化を見据えた実施体制を検討するものとする。

その際、自動車審査業務及びリコール技術検証業務に従事する技術者の育成・配置、技術力の蓄積等についても併せて具体的な方策を検討し、交通安全環境研究所内の技術水準の向上を図るものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人海上技術安全研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人海上技術安全研究所（以下「海上技術安全研究所」という。）の主要な事務及び事業については、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 研究業務の重点化

海上技術安全研究所の研究業務については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究など、真に必要なものに重点化するものとする。なお、国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務について、その在り方を検討するものとする。

2 研究業務の効率的・効果的实施

海上技術安全研究所では、流出油の拡散・漂流・大気拡散シミュレーションをするための3次元流出油挙動予測モデルの開発等を実施している。一方、独立行政法人港湾空港技術研究所においても、流出油の位置を追跡・予測する技術に係る研究を実施するなど、共に海洋汚染の防止に係る研究を実施しているが、海上流出油を探知するセンサーの開発に関する研究など、互いの研究成果を活用した共同研究も実施している。また、運輸分野横断的な研究については、関連する研究を実施している独立行政法人、大学、民間等の研究機関（以下「関連研究機関」という。）と連携して実施することにより、シナジー効果が期待できる。このように関連研究機関との連携については、組織として効率的かつ効果的に研究開発を実施する観点から、関連研究機関の研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等を事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務の効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

3 自己収入の拡大

海上技術安全研究所の研究成果については、国が実施する関連行政施策等への反映だけでなく、海事産業界に対しても、共同研究や受託研究等を通じて積極的に還元している。海上技術安全研究所が所有している特許等の知的財産権についても、実施許諾等による技術移転を積極的に実施しており、その対価として実施料を徴収しているが、今後、実施料の算定方法については、実施料の算定が適切なものとなっているか検証した上で、必要に応じて見直しを行い、自己収入の拡大を図るものとする。

第2 組織面の見直し

大阪支所において実施している共同研究等による中小企業への技術支援については、地方公共団体等による中小企業支援策が実施されていることを踏まえ、地方公共団体等への業務の移管を含め、大阪支所の在り方について抜本的に見直すものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に

計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、上記第1に掲げるもののほか、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立

行政法人における内部統制と評価について」) 及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人港湾空港技術研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人港湾空港技術研究所（以下「港湾空港技術研究所」という。）の主要な事務及び事業については、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 研究業務の重点化

港湾空港技術研究所の研究業務については、港湾及び空港の整備等に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発など、真に必要なものに重点化するものとする。なお、国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務について、その在り方を検討するものとする。

2 研究業務の効率的・効果的实施

港湾空港技術研究所では、地方整備局が効果的に油回収を実施するための機器の開発や、流出油の位置を追跡・予測する技術等の研究を実施している。一方、独立行政法人海上技術安全研究所においても、流出油の拡散・漂流・大気拡散シミュレーションをするための3次元流出油挙動予測モデルを開発するなど、共に海洋汚染の防止に係る研究を実施しているが、海上流出油を探知するセンサーの開発に関する研究など、互いの研究成果を活用した共同研究も実施している。このように関連する研究を実施している独立行政法人、大学、民間等の研究機関（以下「関連研究機関」という。）との連携については、組織として効率的かつ効果的に研究開発を実施する観点から、関連研究機関の研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務の効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人電子航法研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人電子航法研究所（以下「電子航法研究所」という。）の主要な事務及び事業については、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 研究業務の重点化

電子航法研究所の研究業務については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究など、真に必要なものに重点化するものとする。なお、国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務について、その在り方を検討するものとする。

2 関係機関との連携強化

電子航法研究所の研究業務については、航空需要の伸びとともに航空交通量の増加が見込まれていることを踏まえ、限りある人的資源の中で効率的に研究開発を実施する必要がある。また、運輸分野横断的な研究については、関連する研究を実施している独立行政法人、大学、民間等の研究機関（以下「関連研究機関」という。）と連携して実施することにより、シナジー効果が期待できる。このように関連研究機関との連携については、組織として効率的かつ効果的に研究開発を実施する観点から、関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るものとする。

また、航空交通量の伸びが大きいと予測されるアジア太平洋地域の航空管制機関及び研究開発機関等との連携については、当該地域において新技術の導入を円滑に進められるようにする観点から、積極的に技術交流を推進するものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人航海訓練所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告 の方向性

独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 船員養成事業

1 関係機関等との船員養成事業の連携強化

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るため、乗船実習を行う航海訓練所、座学を行う船員教育機関15校（国立大学法人の商船系大学2校、独立行政法人国立高等専門学校機構の商船系高等専門学校5校並びに独立行政法人海技教育機構の海技大
学校1校、海上技術短期大
学校3校及び海上技術学校4校）及び海運会社の間で人事交流を含めた連携強化に努めるものとする。

2 代替船建造

航海訓練所の練習船「大成丸」の代替に当たっては、燃費効率の高い船舶を導入するなどにより燃料費等運航経費の縮減を図るものとする。

また、併せて組織運営体制についても効率化を進める観点から、練習船隊の要員の縮減を図るものとする。

第2 自己収入の拡大

各船員教育機関から徴収している訓練受託費については、段階的に引き上げるとともに、運航実務研修費用の見直し、教科参考資料の市販等により自己収入を拡大するものとする。

また、船員の供給について一定の負担を求めている外航海運会社に加え、内航海運会社についても、透明性・公平性を考慮した受益者負担を求めることを検討するものとする。

る。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性

の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

独立行政法人海技教育機構の主要な事務及び事業の改廃に関する報告の方向性

独立行政法人海技教育機構（以下「海技教育機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 船員養成事業

1 船員再教育事業

船員再教育事業については、海技大学校において、民間事業団体等の要望を踏まえた船舶運航実務課程の講習を実施しており、国の施策及び制度の改正に対応するものであるか、独立行政法人の目的に沿い、業務の範囲を超えていないかを判断基準としているところである。海技大学校の船舶運航実務課程の講習については、引き続き、真に独立行政法人が行うべきものであるかどうかについて、民間事業団体等のニーズを踏まえた検討を行い、必要な講習を実施するものとする。

2 関係機関等との船員養成事業の連携強化

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るため、乗船実習を行う航海訓練所、座学教育を行う船員教育機関15校（国立大学法人の商船系大学2校、独立行政法人国立高等専門学校機構の商船系高等専門学校5校並びに海技教育機構の海技大学校1校、海上技術短期大学校3校及び海上技術学校4校）及び海運会社の間で人事交流を含めた連携強化に努めるものとする。

3 情報通信技術の活用

教育管理業務に情報通信技術を活用することにより、教育管理業務の効率化を図り、要員の縮減を図るものとする。

第2 海技大学校児島分校の処分に伴う組織の見直し

海技大学校児島分校の校舎の廃止に伴い重要な財産を適切に処分するために設置された児島清算室は、児島分校の処分に係る業務終了後、速やかに廃止するものとする。

第3 自己収入の拡大

海上技術学校及び海上技術短期大学校の授業料については、段階的に引き上げることにより自己収入を拡大するものとする。

また、海技大学校が行う船舶運航実務課程の講習の実施に当たっては、講習に要する費用負担の拡大を海運会社、受講者に確実に求めるものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

独立行政法人航空大学校の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人航空大学校（以下「航空大学校」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 民間操縦士養成機関への技術支援

現在、航空機の操縦士の養成は、航空大学校による養成及び航空会社による自社養成が大部分を占める。航空大学校による民間操縦士養成機関の支援については、今後の航空需要を満たすため、私立大学等の民間操縦士養成機関が安定的な操縦士の供給源の一つとなるよう、学科及び実技に関する標準となるような教材の作成や、航空大学校が保有する訓練ノウハウの提供等により、引き続き技術支援を着実に行うものとする。

第2 自己収入の拡大

国内各航空会社は、航空大学校の操縦士養成事業により操縦士の供給を受けているところであるが、現在、一部の航空会社に受益者負担を求めている状況にある。そのため、独立行政法人化以降に航空大学校の卒業生を採用した実績のある国内航空会社間の負担が公平となるような受益者負担の仕組みの導入を図るものとする。

また、航空会社への新たな受益者負担の導入に当たっては、適正な額となるよう具体的な負担の程度を検討するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業

務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるか

を厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

自動車検査独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

自動車検査独立行政法人の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減及びユーザー負担の軽減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 自動車検査業務の効率化

自動車検査業務の実施に当たっては、引き続き業務運営の効率化に努めるものとする。

また、自動車検査独立行政法人においては、検査の質の向上を図るため、検査手数料を原資として、「3次元測定・画像取得装置」及び「自動車審査高度化施設」の導入・運用を内容とする「検査の高度化」を推進しているところである。当該「検査の高度化」は、次期中期目標期間中に本格運用されることから、その効果について効率性も含めて定量的に検証し、その結果をホームページなどで公表するものとする。

2 街頭検査の効果的実施

街頭検査については、国及び自動車検査独立行政法人が収集している自動車に関する情報を活用すること等によって不正改造車の使用等が多いと想定される地域を把握し、当該地域において重点的に検査を行うなどにより、街頭検査を効率的かつ効果的に実施するものとする。なお、このような街頭検査を着実に実施するため、降雪等の天候に左右される部分も考慮しつつ、地域ごとの実施見込みを設定した上で、全国目標を次期中期計画に明記するものとする。

3 業務実施体制の見直し

自動車検査業務については、今後、国として指定整備率の一層の向上などにより民

間参入の拡大を図る中で、運営の効率化及び業務の重点化の観点から、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 検査コース数の削減

自動車検査独立行政法人の継続検査に関する業務量の縮減、新規検査、街頭検査等への重点化等の状況を踏まえつつ、次期中期目標期間においても、検査コース数の削減を引き続き行うものとする。その際、年度末等の繁忙期においても業務に支障をきたさないよう努めるものとする。

(2) 要員配置の見直し

業務量に応じた要員配置となるよう検査部及び事務所ごとの要員配置計画を引き続き策定・実施するとともに、次期中期目標期間においても、指定整備率の向上や自動車検査独立行政法人の業務の重点化等による今後の継続検査に係る業務量の縮減状況などを的確に把握した上で、継続検査業務に従事する職員を中心とする人員の削減も含めた要員配置の見直しを行うものとする。

第2 組織面の見直し

1 事務所等の集約・統合化

国において、自動車検査登録事務所等の集約・統合化の可否について検討する際、自動車検査独立行政法人の事務所等についても併せて検討するものとする。

2 本部の東京都区外への移転

自動車検査独立行政法人の主たる事務所（本部）について東京都23区を除く地域への移転を早急に検討し、平成23年度中に結論を得るものとする。その際、経費節減の観点から、賃料を要しない施設又は賃料の安価な施設への移転を検討するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業

務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるか

を厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人海上災害防止センターの主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人海上災害防止センター（以下「海上災害防止センター」という。）の主要な事務及び事業については、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 法人形態の見直し

海上災害防止センターの業務については、事故船舶所有者等が防除措置を講じない場合等においても迅速かつ効果的な防除措置を講ずる観点から、以下の3点の枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された法人の業務として実施することとし、次期中期目標期間中に、法律等の手当を行った上で、必要な措置を講ずるものとする。

- ① 緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施
- ② 上記①に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない分についての国費による補填
- ③ 防災基金への国の関与

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかとの厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、

適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

環 境 省

政 委 第 30 号
平成 22 年 11 月 26 日

環 境 大 臣

松 本 龍 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人国立環境研究所）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人国立環境研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人国立環境研究所（以下「国立環境研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 国立環境研究所の果たすべき役割

社会・経済の様々な分野において、環境問題が重要な課題となり、環境研究を行う機関が国内外に多数存在している現状において、環境省は、国立環境研究所を、環境政策への貢献を担う研究機関であり、国内外の環境研究における中核的機関と位置付けている。

他方、環境問題がより一層複雑化・多様化する中、環境研究において、戦略的に研究を行う必要性が高まっている。

このことを踏まえれば、国立環境研究所の役割を明確にし、国民に分かりやすい形で明らかにするため、次期中期目標において、政策貢献型の研究機関及び国内外における中核的研究機関としての具体的責務及び戦略を明記するものとする。

また、今後の環境研究の推進に当たっては、環境政策への貢献や中核的研究機関としての役割を踏まえ、以下の取組を行うものとする。

① 関係機関の研究内容を組織として把握するなど、環境研究の全体像を把握する体制を構築するとともに、国立環境研究所がリーダーシップを発揮し、府省横断的な共同研究の実施、研究設備の共同利用、研究成果の活用、研究課題設定の調整等により、我が国全体として環境研究が効率的・効果的に実施されるよう、関係機関との連携強化を図るものとする。

なお、温室効果ガスの影響評価、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、独立行政法人森林総合研究所等の他の研究機関において

も関連する研究が行われていることから、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化するものとする。

② 研究の質の向上を図るため、国立環境研究所が目指す研究の水準を次期中期目標等に具体的に明記するものとする。

③ 競争的外部資金による研究については、国立環境研究所のミッションに照らして、国立環境研究所として真に取り組むべき研究に限るものとし、法人内部の事前審査において、申請内容や獲得しようとする資金の性格が妥当性のあるものであるか否かについての審査を一層強化するものとする。

2 長期モニタリング事業の実施主体の見直し

国立環境研究所では、長期モニタリングとして、霞ヶ浦及び摩周湖の水質観測を実施しており、これらの観測拠点は、GEMS/Water^(注)における陸水環境のトレンドステーション^(注)、ベースラインステーション^(注)となっている。

一方、霞ヶ浦及び摩周湖以外の観測拠点においては、すべて地方公共団体等の他の機関が観測を実施していることを踏まえると、霞ヶ浦及び摩周湖の水質観測についても、他機関による実施、又は、共同実施等の可能性の余地を検討するものとし、その結果を踏まえ、必要に応じて、実施主体の見直しを行うものとする。

(注) 国立環境研究所は、国連の水資源情報収集機関である「UNEP GEMS/Water Program」に参画しており、「GEMS/Water ナショナルセンター」として、GEMS/Water に登録された国内水質監視地点からの水質データ収集、データベース化、GEMS/Water 本部へのデータ登録を行っている。

GEMS/Water における観測拠点は、トレンドステーション（地球的な視野に立って水質の動向を把握）、ベースラインステーション（汚濁源が集水域内に認められない自然状態を把握）、インパクトステーション（その地点の水の利用目的に及ぼす影響の評価）、フラックスステーション（陸域からの汚濁負荷量を推定）の4種に分類される。

3 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）に係るデータ等の有効活用

国立環境研究所では、子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）において、コアセンターとして、データシステムの運営、試料の保存及び精度管理等の業務を担っており、平成22年度以降、毎年度、数十億円の子算が投入される見込みである。

エコチル調査により得られたデータ及び試料は環境研究のみならず、医療分野等の他分野の研究においても幅広く活用できるものであることから、こうしたデータ等の

他機関への具体的な提供方法に係る検討に当たっては、環境省、厚生労働省等の関係府省及び関連学会等の関係機関が十分に協議し、個人情報の保護に留意しつつ、他分野の研究にも最大限活用されるような仕組みを構築するものとする。

また、生体試料として臍帯血^{さい}を採取するに当たっては、既存の臍帯血^{さい}バンクに支障を与えることのないよう留意するものとする。

4 環境試料等の収集・保存における他機関との連携強化

環境試料等の収集・保存については、長期環境モニタリング事業及び環境試料長期保存事業等を実施している国内外の他の研究機関との連携を図りながら行うこととし、研究資材のコスト削減に資するよう、効率的・効果的に取り組むものとする。

5 環境情報の収集・整理・提供及び研究成果の積極的な発信

国民に分かりやすい形での環境情報の提供と研究成果の積極的な発信に当たっては、国民に対する説明責任を果たす観点から、以下の取組を実施するものとする。

- ① 国内外の環境研究機関の中で国立環境研究所が果たしている役割や、国立環境研究所の研究成果と我が国の環境政策との関連性等について、ホームページを活用し、分かりやすく情報発信するものとする。
- ② ホームページ等による情報発信に重点化し、紙媒体での情報発信については、利用者のニーズを踏まえつつ、必要最小限に縮小するものとする。

第2 組織面の見直し

1 内部統制の強化

第2期中期目標期間において、法令に違反する事例が複数発生したこと等を踏まえ、以下の取組を行うものとする。

- ① 国立環境研究所が平成22年度に策定した「独立行政法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」において設置することとされているコンプライアンス委員会を速やかに設置し、業務におけるチェック体制の構築など、コンプライアンスに係る具体的な対応策も含めて審議を行うものとする。
- ② 研究や工事の遅れにより、最終年度に事業が集中した可能性があることから、次期中期目標期間中における業務の配分を適確に行うとともに、業務の進ちょく管理

を厳格に行うものとする。

2 目標設定及び評価

国立環境研究所が政策貢献型の研究機関であることを踏まえ、環境政策への貢献度合いを評価するに当たっては、各種審議会等への参加職員数にとどまらず、研究成果の法令や各種基準への反映などを評価項目として設定するとともに、政策貢献型の研究機関及び国内外における中核的研究機関に資する具体的な目標を設定するものとする。

第3 保有資産の見直し

生態系研究フィールドⅡについては、当該フィールドで現在実施している研究が平成27年度を目途に終了することから、当該フィールドにおける機能を国立環境研究所本構の敷地内を含む他の場所に確保し、当該フィールドについては、現在実施している研究が終了した後、速やかに、国庫納付するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、上記第2に掲げるもののほか、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

防 衛 省

政 委 第 30 号
平成 22 年 11 月 26 日

防 衛 大 臣
北 澤 俊 美 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の主要な事務及び事業 の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 法人業務の在り方見直し

機構が行う駐留軍等労働者の労務管理等業務については、支部間の業務効率に格差がみられるなど更なる効率化の余地がある。また、当該業務については、最終的な意思決定は雇用者たる国（防衛省）が、駐留軍等労働者の採否の判断、人事評価などは使用者たる在日米軍が、それぞれ行っていることなどを考慮すると、防衛省と機構において分散処理している現在の業務実施体制が経済的かつ効率的か否か問い直す必要がある。

このため、一層の効率的かつ効果的实施を図る観点から、米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化を行い、大幅な要員縮減に取り組むものとする。

併せて、現在の業務実施体制をゼロベースで見直し、国自ら実施することを含め、トータルコスト、業務効率等からみて、最適な業務実施体制についての結論を次期中期目標期間のできる限り早期に得て、所要の措置を講ずるものとする。

なお、見直しに当たっては、真に国家公務員でなければならない業務とそれ以外の業務を従来の枠にとらわれることなく厳しく精査するものとする。

2 ほう賞事業の見直し

駐留軍等労働者に対するほう賞事業について、国民への説明責任を果たす観点から、その在り方の見直しを在日米軍等と引き続き協議するものとする。

第2 組織面の見直し

機構は、平成20年2月、本部事務所の経費縮減のため、防衛省と未調のまま、横浜市に事務所を移転するとともに、東京都大田区蒲田に事務所（主たる事務所として登記）を設けたところであるが、大田区蒲田の事務所には役員ほか数人の職員が所在するのみという状況にあり、業務運営面からみて非効率となっている。また、防衛省と未調のまま行った本部事務所移転経費が含まれているとの理由から、機構の平成19年度及び20年度の財務諸表については、防衛大臣による承認が得られていない。

このため、早期に本部機能の集約化を図り、業務運営の効率化、法執行の適正化を図るものとする。なお、集約化に当たっては、20年2月に実施した本部事務所移転に伴う経費削減の効果を後退させないようにするものとする。

第3 保有資産の見直し

1 旧コザ支部の跡地等

支部統合に伴い廃止した旧コザ支部の土地等については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）による改正後の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に則して国庫納付するものとする。

2 支部・分室の見直し

機構の7支部・1分室については、機構が所有する庁舎に入居しているもの（三沢、座間、岩国、佐世保の4支部）と賃貸ビルに入居しているもの（横田、横須賀、沖縄の3支部及び呉分室）があるが、各支部・分室の職員一人当たりの面積に格差がみられる。

このため、保有資産の有効活用等の観点から、各支部・分室について、職員数に比して施設規模が過大ではないか、土地・建物を売却等し、賃貸ビルに入居する方が経費の抑制が図れないか、近傍に所在する防衛事務所庁舎に入居できないかなどを早期に検討、結論を得て、所要の措置を講ずるものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理

性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。